

平成29年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成29年12月13日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	12月13日午前9時0分宣告（第3日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 山 本 隆 史</td> <td>2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>10 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>11 番 下 中 一 郎</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	10 番 窪 和 子	11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																														
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																														
9 番 高 幣 幸 生	10 番 窪 和 子																																														
11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>東 川 雅 俊</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>北 川 貴 史</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>南 佳 子</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>川 端 康 嗣</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	今 田 良 弘	観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三	都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通	総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 主 幹	北 川 貴 史	健 康 保 険 課 主 幹	南 佳 子	福 祉 課 主 幹	川 端 康 嗣
町 長	岩 崎 万 勉																																														
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																														
総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章																																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																														
住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 課 長	今 田 良 弘																																														
観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三																																														
都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																														
都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																																														
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																														
総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通																																														
総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
健 康 保 険 課 主 幹	北 川 貴 史																																														
健 康 保 険 課 主 幹	南 佳 子																																														
福 祉 課 主 幹	川 端 康 嗣																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>福祉課主幹 観光産業課主幹 観光産業課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>松本光弘 寺口浩代 西岡亨 勝山修志 酒井智志 末永潤子</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主幹 書記</p>	<p>上田昌弘 高橋恭世 和田里絵</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 9 年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	5 番	稲月 敏子	1 21号台風対策から今後に生かす教訓について 2 戦没者追悼式のあり方について 3 「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」活動に広報誌 を利用させることについて
8	7 番	山口 昌亮	1 町の財政の現状と今後の見通しについて 2 榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善を 3 来年度からの介護保険料について
9	2 番	城内 敏之	1 椿井城登城路の整備 2 柿塚古墳の進入路の整備 3 開発残土の一時留置
10	12 番	馬本 隆夫	1 椿井城跡の歴史的観光拠点づくりの推進について 2 駅周辺整備事業について 3 仮称)文化センター・図書館建設について 4 生駒市との連携協定について 5 公共交通空白地域解消へ
11	10 番	窪 和子	1 台風21号による教訓と今後の防災対策について 2 平群町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター） 設置の進捗状況について 3 不育症治療への公費助成を 4 高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用促 進を

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5 番

おはようございます。議席番号5番、稲月敏子でございます。先般、通告をさせていただいておりますとおり、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

大きな1点目、21号台風対策から今後にかす教訓についてということです。

10月22日に到来をいたしました21号台風は、平群町でも連日の雨、多量の雨による山間地の土砂の崩壊、農地や宅地などののり面の崩壊など、例年の台風被害と比較をしても、相当甚大なものとなりました。今後、台風や梅雨の時期の経験したことのないような集中豪雨が発生をする予想もされております。町行政として大地震はもちろんのこと、日常的に起こってくるだろう災害に対して、住民の安全と財産を守るという自治体本来の役割を果たしていくことが今求められております。

そこでお尋ねをいたします。

一つ目です。今回の台風21号対策の経験からどのような教訓を酌み取り、そして今後はどう生かしていこうとお考えでしょうか。

二つ目、職員の配置についてでございます。第2次財政再建計画、これによると3年間の新採の凍結や臨時職員の削減、また各課の統廃合検討など、こういった文言が記されております。また、住民説明会でも町長は「大災害に対応

のために職員を置いているわけではない」というような、このような発言をされたというように私は記憶をしております。この発言の意図はどこにあるのでしょうか。今以上に職員が削減をされることで、こういった災害における、また常時災害を未然に防いでいく、こんなことが非常に大切な仕事となっているわけですけれども、どんな状態をつくっていくのか大変心配をしているところでございます。この点ではいかがでしょうか。

3点目、多くの住民が直接困ったということでは、この台風においては丸々3日間、足かけ4日間になるわけですけれども、近鉄生駒線の一部不通です。住民は情報が入らないことで右往左往いたしました。近鉄の対応は大変ひどいものでございました。特に無人駅では張り紙もしないというような状態で、パニックに陥っておりました。このような状況が起こっている中で、町の対応はいかがであったか、また近鉄との連携はどうであったか、この点で教訓などをお聞かせください。

大きく2点目、戦没者追悼式のあり方についてをお伺いします。

1点目、平群町戦没者追悼式は毎年開催をされております。全国戦没者追悼式、これは政府が主催するものですが、これにおいては第二次世界大戦において戦死をした旧日本軍軍人、軍属及び空爆や原子爆弾等で死亡した一般市民の追悼をし、平和を祈念する目的で行われていると書かれています。平群町では、どのようになっているのでしょうか。

二つ目、戦争犠牲者を追悼するとともに日本が二度と戦争することのないよう、平和を希求することを平群町民として戦争で犠牲になられた人々に誓う集いとして、これからも残して行かなければならない行事であるというふうに認識をしております。しかし、軍人として戦死をされた方たちの遺族は高齢化をし、参列者が減少しているという、こういう現実にも接しております。戦後72年を経過し、追悼式のあり方も考えていかなければならない、そういった時期を迎えているのではないのでしょうか。今後のあり方など、いかがお考えでしょうか。

三つ目、これに際してちょっと字の間違いがありますので、報告しておきます。③の5行目、「国家斉唱」とあります、これ「国家」の「家」が「家」となっていますが、これは「歌」の間違いです。

3、私は毎年、平和のための戦争展の実行委員の一員として、平群町内の戦死者の方々の墓碑の調査をしております。彼らの無念な思い、また遺族の方々の苦労や悲しみにも接してまいりました。だからこそ、この追悼式には参列させてもらってまいりました。しかし、本年の式典後、数日して町長からの伝言として、国歌斉唱で起立を求める旨が伝えられました。私は本年の式典に参列

をいたしました、「君が代」については国民主権という憲法の最も大事な事項でありますけれども、これに相反するものであるというふうに私は理解をしています。そういうものを国歌として認められないという考えを私自身は持っております。このため起立はいたしませんでした。したがって、この要請については受け入れられない。この旨を伝えましたところ、来年は出席するなという旨の返答があったように私は受けとめております。御見解をお聞かせください。

三つ目、「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」活動に広報誌を利用させることについてをお伺いします。

広報マイタウン平群11月号のお知らせのところに、陸上自衛隊高等工科学校生徒募集が掲載をされておりました。高等工科学校というのは、中卒で採用試験を受け、自衛隊員として教育を受ける学校、一応生徒というそうですが、全寮制であり、毎月のお手当も出る。そして2年生になると銃を持たせる実弾射撃訓練や戦闘訓練が実際行われます。18歳未満の児童にこうした軍事訓練を行うことは、子どもの権利条約に照らして、これは違反するのではないかという懸念もあります。また、学費は無料で手当まで出るということで、非常に経済的に困難である、こういう家庭の子どもたちをターゲットにして、今、自衛隊の入学勧誘が行われているということで、実質上の経済的徴兵制ではないかと、こういうことも考えられます。自衛隊は2016年3月に施行されました安保法制により、これまで専守防衛の自衛隊というふうになっておりましたが、そうではなくて地球の裏側まで同盟国を守るために戦える、集団的自衛権を持つ自衛隊になってしまっています。戦死するかもしれない、こういった自衛隊として15歳の少年を訓練する学校に平群町の子どもたちを送り出す、この広告を出すという手助けをしているのではないかというふうに私は考え、こういった掲載をすることについて、どういう見解をお持ちなのかということをお伺いいたします。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目の稲月議員さんの21号台風から今後にかす教訓についての、まず1点目の台風21号対策の経験からの教訓と今後どう生かしていくのかについてですが、台風21号におきましては、19日の木曜日より対策会議を開催し、情報収集やパトロールなどの事前準備を進めてまいりました。22日の午前0時36分には平群町に大雨洪水警報が発令され、災害警戒対策本部体制として予備動員を参集し、道路及び施設パトロール、避難所開設準備な

どの対応を進めてまいりました。その後、町内での災害発生や衆議院議員の総選挙も重なったこともあり、午後5時51分に1号動員と2号動員を同時に参集しまして現場対応に当たるとともに、午後6時には中央公民館を自主避難所として開設し、その後、かしのき荘を追加で開設いたしました。

今回の台風21号は、平群町では災害の少ないところではございますが、大きな被害をもたらしました。また、衆議院総選挙と重なるなど想定していない状況での対応となりました。今後、起こり得る南海トラフ地震や大型台風などの備えとして、災害発生時における迅速な対応や住民の避難、連絡体制など、また自治会、自主防災組織や関係機関と協力していくとともに、職員の活動体制や安全対策にも再度確認をしていく必要があると考えております。

2点目の住民説明会で町長が「大災害に対応のために職員を置いているわけではない」という発言をしたことについての意図でございますが、大規模災害が発生した際に、町長の指揮命令のもとにいる職員が多数在籍していることは対応力等に有利なのは当然のことだと考えております。しかし、そういう大規模な災害を想定して多くの職員を採用することは、財政上、大変厳しい町行政運営をしていく上ではリスクが大きいということからの発言でございます。また、今後3年間は新規採用の職員を凍結するという事で正規職員の数も減少しますが、当然ながら通常業務には対応しなければならないと考えております。

3点目の近鉄生駒線の3日間不通に伴う町の対応についてですが、昨日の森田議員さんの答弁と同じような答弁になりますけども、近鉄生駒線が不通になっていることについては、22日午後10時ごろに三郷町より連絡がありました。当然、近鉄にも電話で問い合わせをいたしましたけども、なかなかつながらない状態でした。翌日も近鉄より復旧の見込みや代替交通手段等についての情報提供はありませんでしたので、同日の23日に近鉄平群駅を、また24日には近鉄王寺駅を直接訪問いたしまして情報提供をしていただくように申し入れをしましたが、その情報についてもその都度変更され、住民の皆様への確かな情報を御提供できる内容ではございませんでしたので、防災無線等での周知をすることについては難しい状況でございました。ただ、25日には町のホームページにおきまして、運行状況など掲載できるような状況になりましたので周知をさせていただきました。近鉄も生駒線が不通になって対応に追われていたことは理解できるんですけども、今後は近鉄ともしっかりと連携をとりながら正確な情報提供をしていただくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○ 5 番

先ほど言い忘れました、すみません。本当に職員の皆さんには大変御苦労いただいたというふうに思っております。被害も大きかったですし、長時間にわたっての対応、本当にお疲れさまでした。

①のところですが、私の意図はちょっと今お答えいただいた中身とはずれているなという感じがいたします。いろいろ被害が出てきて、災害に遭われた農地とか民家とか、半公的な建物とか公機関、スポーツセンターの裏の土砂崩れとか、いろいろ今回ありましたよね。そういったいろんな災害の状況を一番把握しておられるのは町だというふうに思っているわけですがけれども、そんな災害の実際の状況を収集されて、その中からやっぱりここはこう訂正をしていかないかんとか、そういうのはなかったのかな。次の災害に備えていく大変いい教訓を得ているのではないかというふうに思っているわけです。大変な目に遭ったわけですがけれども、近隣でいえば三郷なんかは水害の被害というのは非常に大きかったわけです。それと東信貴ヶ丘の土砂崩れのこととか物すごい大きな被害に遭われて大変やったわけですがけれども、それと比べれば、まだましやったというふうに思っているんです。いろんなところでの災害状況の中から何を酌み取って次にどう生かしていくか、また町民にお伝えをしていけること、そんなことはなかったのかなというようなことで、私はどれだけそれをこの間に酌み取って次へのステップとして生かしていこうとお考えなのかなというふうに思って、これを質問させていただいたところです。

例えばですね、避難所、各地域の自治会館とかそういったところを第1次避難所に今指定していますよね。マップの中にも書かれているわけですがけれども、その辺が適切なのかどうかとか、どういった改善をすれば安全なのか、安全に避難できるのかとか、その辺の点検なんかも今回されたのか、全くされていないのか、その辺もぜひ教えていただきたいというふうに思っております。

スポーツセンターの裏の擁壁が崩れて、別に建物に対してはどうもなかったわけですがけれども、あそこでいえば避難所というか、防災の中心拠点に全体がなっているわけですので、その辺なんかも今後どういうふうに考えていかなければならないのかというような大きな示唆があるのではないかというふうなことを私は思っております。

それとか、土砂崩れ、のり面の崩壊なんか、いろんなケースが入ってきていると思うんですけども、そんなんから見てどういうところがどう崩れやすいのかというのなんかは、いろいろケースが入ってくるからこそいろいろ分析もできるんちゃうかと。皆さんが素人か玄人かよくわかりませんが、そういう専門

家では決してないというふうに思うんですけれども、いろいろ扱っておられるということでは、私たちよりは精通されているというふうに思うんですが、その辺でこういった改善をすれば、宅地ののり面が崩れたとか山間地では結構あるわけですよね。それとか県道の歩道の一番端っこ、特に信貴畑なんかのところですがさっと崩れているところが何か所かありますよね。そんなところとかいろいろ崩れやすいところというのは、今回かなりはっきりしてきたんちゃうかなど。それとか竜田川沿いの元山上口駅の近くのところ、大きく崩れてますよね。そんなところとかまだ修復されずにそのまま、あれは県の仕事となるんでしょけれども、放置をされているという状況でもありますしね、そういうようなことが検討されたのかどうかということをお聞きしたいということなんです。

二つ目の点については、大災害を想定してそれに見合うような職員を全て配置せないかと、そんなことは私も思っておりません。それは無理な話で、大災害が例えば起きた場合は、近隣地とか遠く離れたところからも、東北の震災なんかでも平群町からも大勢出したわけで、そういった相互連携なんかもうんと考えながらいろいろ復興に向けてやっていくわけですから、そんなことまでは言っているわけじゃないんです。けども、今これ以上に人を減らそうというふうな計画が立てられているわけで、その点については私はその中でこの町長の発言というのは非常にひっかかったというところ辺で、これ以上に減らして本当に災害対策を未然に防ぎ、大きな災害にならないように防いでいくことと、住民の生活を守っていくことが本当にできるのかどうかということで、私はこの質問をさせていただいたところなんです。

それと、3点目のことについては、昨日の森田議員の質問にもありましたので、しつこく言うつもりはないのですけれども、もうちょっとね、住民の立場に立った親切心というか、住民がこう困っているからちょっとこのところは本来近鉄がすべき仕事やけれども、町も暮らしている住民の立場に立って少しだけ手助けしようというような、そういう気持ちがなかったのかなとちょっと疑いたくなったというのが正直なところであります。

町内には無人駅が2カ所、竜田川駅と元山上口駅が無人駅になっていますよね。無人駅が二つあったわけで、その状況なんかはどんなふうにつかんであるのかなと思ったりしています。私は竜田川駅には行ってないんですけれども、元山上口駅には24日の朝、すごい心配だったんで見に行きました。平群駅は人がいてはっても対応し切れないというのが現状だったんです。そしたら無人駅はもっと大変な状況になってるんちゃうかなと思って、元山上口駅へ走ったんですけれども、案の定、皆さんパニック状態でした。張り紙一つしていない。なぜとまっているのか、平群駅には張っていても、元山上口駅には何ら張って

ないんですよ。テレビの情報なんかでも、まだまだこういうことが起こってこうなったというのが十分な情報がニュースでもされていなかったから、ぞくぞく通勤、通学で来られるわけですよ。その人たちが困っている状況というのを私は目の当たりにしたわけですよ。それで、近鉄に電話をかけました、再三。代替バスの乗務員の人にもこういう状態やから、何とかするように伝えてくれということも言いました。それと県会議員を通じて近鉄本社にも連絡をしてもらいました。せめて無人駅の対応を早くしてくれということによって言ったわけですけれども、それも全然できなかった。大変近鉄も混乱していたということはよくわかりますし、町のほうもその情報が入らなかったということもわかるんですけども、けども、無人駅はどうなってるかというのは、もうちょっと目配りをしてほしかった。近鉄ができないなら町のほうでも何らかのお手伝いをすると、張り紙の一つぐらいやったらすぐにできることやないかというふうに私はそのとき思っておりました。どないもならなかったんで、近鉄の了解を得て私どもで張り紙を書かせていただいて、駅舎には張りませんでしたよ。前に張らせていただいてお知らせをするというようなことも自分たちでできることはないかということでやりまして、それについてはよかったというふうに思っているんですけどね。そういった目配りも必要ではなかったのかということと、やっぱり近鉄との連携を密にとっていきたいというふうに、今、課長のほうからおっしゃっていただきましたので、本当によい関係、良好な関係を近鉄とは日ごろからつくっていくこと、これが重要ではないかというふうに思います。

こんなことを言うのは何なんです、近鉄本社から情報が入ってきたのは、うちの県会議員を通じて連絡を何度か、バスの増便をしたとか、いつ再開をするとか、そういう情報は入ってまいりました。それを私も聞いたもので、町当局のほうにも連絡をさせてもらったりとか、そういうこともしたんですけど、やっぱり常日ごろの良好な関係をつくっておくことによって、このような細かいことですが、情報も入ってくるというようなことで、今後そこは重点を置いてやっていただきたいというふうに思います。

それとあと、親切心というところ辺でいえば、きのう、森田議員のほうからコミバスを代替バスの補完として出せなかったのかという質問がありましたけれども、これはできへんというふうにおっしゃったわけです。町のバスがありますよね、最初は王寺駅と東山駅から1台ずつ出るというそれだけの代替バスやったもんでね、夕方からは増便されましたけどもね。そんなんでも非常に不便な思いを住民はしているわけで、何らかの手だてを打つという方向での検討はできなかったのかというふうに今も疑問には思っておりますので、今後そうい

った対応もぜひしていただきたいというふうに思います。いろいろ長いこと言
いまして、すみません。よろしく。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず1点目のですね、今回の台風でどういう教訓かということで、確かに今
回の台風につきましては、台風以前から雨も大変降りまして、その雨によりま
していろいろ災害も起きたわけですけども、そういう意味で申しますと、やっ
ぱり日ごろの備えというのが大事かなというふうに思いました。日ごろのパト
ロール、また危険箇所のほうを周知しておく。また、住民の方々におきまし
ても、そういう自主防災組織もございますので、日ごろの訓練等もしていただ
ければ避難所への行動もスムーズにいくんじゃないかなというふうなことも感じ
ております。そういう意味で、今回の災害を教訓に日ごろの備えを大事にして
いくということが一番大事かなと思いますので、その辺は再度また確認をして
いきたいというふうに考えております。

2点目の町職員が減少していく中で、そういう災害に対応できる人員が確保
できているのかということなんですけども、こういう災害があつてすぐは、や
はりいろいろと混乱もしているわけですけども、こういう災害にあつたときこ
そ全職員が一丸となりまして災害に対応していくということがまず第一かなと
いうふうに考えております。もちろん日ごろの業務もありますので、それにも
対応はしなければならぬんですけれども、そういうことも踏まえまして職員
には台風が過ぎたから安心するのではなく、その後もしっかりと対応をしてい
くような体制をとっていくのも大事かなというふうに考えておりますので、よ
ろしくお願いします。

3点目の住民の立場に立ったということで御指摘もいただきました。私ども
もそういうふうに思っております。先ほども言いましたけども、近鉄とはしっ
かりと連携をとりながら情報も提供していただくように、そのときも申し入れ
をしたんですけども、なかなか混乱をしているような状況でもありましたので、
情報提供してもらってはおりました。その情報自体がまたころころかわるとい
うような状況もありましたので、私どもも大変混乱しておりました。そうい
う中で、町バスを動かしてくれたらどうかということもありましたけども、それは
近鉄さんがどういうふうに代替バスを考えておられるのかという情報すらもな
かったので、また町バスをすぐに動かすということもいかなものかというよ
うな考えもありましたので、なかなかそこまでは至らなかつたということでご
ざいます。今後はそういう鉄道等がとまったときには近鉄さんともしっかりと

連携をとりながら、また申し入れもしながらしっかりと対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

稲月君。

○5 番

非常に残念な見解でありますけれども、①のところなんです、先ほども言いました、第1次避難所などの点検というようなところ辺ではどうやったのかというのは一切お答えいただけていないわけですが、私は全部というか、ほとんどはわからないんですけどね。一つ、信貴畑の集落センターですね、ここについてちょっと気づいた点を言いたいんですが、皆さんも御存じのように、ここの集落センターというのは入っていく道が非常に細い、県道から下へおりていくわけですが、谷のほうへね、若干。その道は軽が途中までは入るけれども、センターの前まではほんまに軽が入るねやろかというような狭い道路です。そして、ちょうど集落センターの真ん前の道路を挟んで向こう側ののり面があるんです。そこが何年か前、これは私もはっきり覚えてないんで申しわけないんですが、1回崩れたことがあるんです。ずっとブルーシートを張ってあったと。今もまだブルーシートの残骸が残っているわけです。そういったところにあるわけで、その道路がまた同じようにのり面が崩れたら、進入していいのかどうか。第1次避難所ということになっていても、住民の方が避難できるんかどうかっていうのが一つは疑問に思っただけです。そして、集会所の真裏、裏側が崩れているんです。非常になんか恐ろしいような建物で、前はいいんですけど、裏側に回るとポールが、あんまり建築の知識がないものでよくわからないんですけど、大丈夫なように突っかい棒がしてあるわけです。それを頼りにその建物は建っているというような状況で、その突っかい棒というか柱の下側ののり面が崩れたわけです、今度の台風の被害によって。本当にこれって大丈夫なのというふうに素人目、私の目で見ました。こういうところを第1次避難所に指定しておいていいのだろうか、住民の安全が確保されるのかどうかというのが非常に私は疑問に思いましたし、こういうのって点検をしていただいているのか。ほかにもこんなことはないのかなと。これって総点検したほうがええんちゃうかと。

私の住んでいる若葉台の自治会では、集会所についてはまだ地震の対策、耐震の強化をするような工事はしていないわけですよ。これについては近々耐震点検をしてもらうということで、そういった工事にも入るかどうかはまだわかりませんが、そういったことを視野に入れて自治会としては考えているわけですが、そんなこともあります。ほかは全然問題がないかどうか

よっとわからないですけども、そのようなところ辺も含めて、私は今回の台風の被害の中で教訓をひらってほしい。しっかりひらって次に活かしてもらえるように、そうしてほしいという意味で、今回この質問をさせてもらったところなんです。

昨日、山本議員のほうからもイエローゾーンとかレッドゾーンの見直しのところ辺での質問もありました。それはもちろんね、県からの指導もありますのでしっかりやってもらって、みんなに周知をしていただいたりせないかんというふうに思うんですけども、その辺のことをもう一度お尋ねしたいというふうに思います。

二つ目の人員のところ辺ですけれども、災害があったからこそみんなが一致団結してやってきたというふうにおっしゃっていただいているわけですけども、非常に大事なことだとは思いますが。住民の安全を守っていくという、その意気込み、みんなで頑張ろうやということは非常に大切なことやし、私たち議員にとってもね、今はまだ災害対策のいろんな組織に組み込まれているわけではないんですが、その辺のことはもっと何かやっていかなあかん、頑張ってるってところはもあるんでね、その辺のことも今後検討していく必要があるというふうには思っているわけですけども、これ以上に人が減り、そして課の統合なんかも考えているということでもあります。今は言ってはれへんけども、第2次財政健全化計画の中には書いているわけですよ。今でも大概統合されているわけね、その辺で大変な状況になるのではないかとこの懸念をしているところです。これについてはなかなか答えにくい問題もあるかと思うんで、指摘だけはしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

1点目の再質問でございます。

先ほども申しあげましたけども、自治会とか自主防災組織ともしっかりと連携をとりながら、そういう場所等も把握しながら進めてまいりたいと考えております。当然ながら、なかなか行政としても目につかないところがあるわけでございますので、やっぱりそのときこそ自治会とかに協力を求めまして、しっかりと対応したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長

稲月君。

○5番

先日も総代会なんかもあって、いろいろ御意見も出たかというふうには思いますが、やっぱり行政のほうからこの点ではどうなのかという提起をね、細かくアンケートをとるといいますか、調査をしていかなければ、ただ漠然と何かありますかというだけでは細かな教訓を酌み取っていく、後に生かしていく、そういう材料にはなっていないというふうに思うんです。行政としてつかみにくい点、もっと細かな項目において各地域でどうやったのかというのをつかんでいただきたいなど。きょうはそれが聞けるかなと思ってこの質問をさせてもらったんで、ぜひまたそれについては後日で結構ですので、しっかり教訓をつかんでいただいて災害に強い平群町になっていく礎に、一つはステップを踏んでいただきたいというふうに思っております。もうこれで1点目については結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

2点目の戦没者追悼式のあり方について回答します。

まず、1点目の本町における戦没者追悼式の趣旨についてでございますが、この戦没者追悼式は、町が主催者となり毎年10月初旬に開催する式典であり、さきの第二次世界大戦で戦死されました戦没者316柱の御霊に対し哀悼の誠を捧げるとともに、戦後、最愛の肉親を失われ、長い苦難の時代を耐え、国、町の再建と発展に努めながら家庭を守ってこられました御遺族の皆様方に対し敬意をあらわし、平和を祈念するため開催するものであります。

2点目の戦没者追悼式の今後のあり方についてでございますが、当面は現状どおり実施を考えております。今後、平群町遺族会とも十分に相談した上で検討してまいりたいと考えております。

3点目でございます。国歌斉唱での起立の要請についてでございますが、戦没者追悼式の式典での国歌斉唱時において起立をお願いいたしました。国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとってなくてはならないものであるとされております。儀式的、儀礼的な行事や式典において起立いただくのは国際的にも常識の範囲であるとの考えからお願いをさせていただきました。さまざまな考えがあるかと思われませんが、御理解のほどお願いをいたします。

また、受け入れられない場合の出席の可否について、出席を拒否するような発言、伝言は行っておりませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○ 5 番

追悼式のことですが、国、政府主催のほうは、軍人だけではなく一般的な第二次世界大戦で犠牲になられた方たち全てを追悼するという儀式になっているわけで、平群は軍人、軍属に限って追悼するという式になっているということですよ、318柱とおっしゃったかな。若干違うかもしれませんが、300幾つかの方たちを慰霊するということで行われているということで、そこでも若干違うねんというふうに思ったんです。私はどうせするなら、本当に第二次世界大戦でいろいろな犠牲になられた方たち、多くの人たちを追悼するという意味合いにしてほしいなというふうに思っています。これはすぐできへんことやったら、それはそれでそんなにこだわる問題ではないと思うんですが。

今、参加者については軍人、軍属で戦死された方たちの遺族の方、遺族と認定される方というか、その直系の方たちだけと、あと来賓の方たちという形で儀式が行われているわけですがけれども、もっと私はさまざまな住民が二度とこのような戦争によって犠牲者を出してはいけないという思いをたくさん持っておられるし、追悼をしたいというお気持ちというのは私は大事にしたほうがいいというふうに思っています。誰でも出席できる、また追悼できるというような行事を考えてもいいのではないかとというふうな提案をしたいと思います。

例えば、原爆投下された日、8月6日と9日には全寺院で追悼の鐘をついていただいて、こういうときには防災無線を使っていただいているわけですが、そのとき同時に町の防災無線を使って放送していただくわけですよ。こんなことがやられていて非常にいいことでもあります。非常にうれしいわけですが、8月15日にはこれはされていないわけで、同じするなら8月15日にもこのような寺院にお願いをして、これこそ全住民にお願いをして、やっぱりみんなで追悼すると。それと平和を祈願する、二度と戦争が起こらないようにみんなの誓いをこの日にするとか、こういったことをも含めて、追悼式については考えることが必要ではないかと。

予算の面でもそんなに大きなお金ではないですけれども、菊の花の祭壇が組まれますよね。それも今回30万の祭壇をつくっているということで聞いているわけですがけれども、それが大きいのか少ないのか、それはよくわかりませんが、広陵なんかはもっと使っているというふうに聞いています。本当に心のこもった、みんながそのように思えるような、そういった儀式になるよう、やっぱりもともとずっと一緒に取り組んできた遺族会の方たちとも十分な話し合いも持っていかなければならない。勝手にしたらいかんというふうに思いますし、

72年もたってきたわけで、いろんな議論をするときでもあるのかなというふうに思いますので、そこは遺族会との十分な話し合いを持とうということでは御回答いただいておりますので、それは持っていただいて、そのようなことも考えていただくようお願いをしておきます。

それとですね、国歌斉唱に対しての起立を求めるということなんですが、国歌は1999年に法律として制定をされました。国旗国歌法ができていて、それに基づいてしているということなんですが、今はどこの国でも必ずみんな起立してやるのは当然やというふうな、ちょっと細かいことはわかりませんが、おっしゃったように思います。国際的にもそれが常識やというふうなことをおっしゃっていますが、決してそんなものではないはずです。非常に自由というかヨーロッパにしろアメリカにしろ、自由な立場で斉唱するなり起立するなり何なり、それはそれぞれの判断というのかな、そういうのはうんと認めてきているというのが国際的にはあるんじゃないかというふうに私は認識をしております。

法律が制定をされたときの総理大臣は小渕恵三さんやったように思いますけれども、そのときに談話を発表されているわけですよ。そこにはいろいろと言われているわけですが、中の意味合いなんかも理解をしてもらって親しんでもらいたいというふうなことで言われています。しかし、これについては制定された以降、国民に対して義務を負わすものではないというふうに明確に書かれているわけですよ。だから、「ねばならない」ものではない。内心の自由、それぞれに憲法で保障をされております良心の自由ですね、それは認められるべきであり、尊重される一番大事な問題ではないかというふうに思います。ということで、私の言いたいのはそういうことなんです。

町長がおっしゃったという伝言なんですが、私はそのように聞こえた、最終的にはね。立ち話だったんですよ、はっきり言うて。なんか最後むにゃむにゃという形でもう一つ聞こえなかったという点もありますので、町長自身がどんなふうにおっしゃったのかは明確ではありません。今そういうことで言っていないというふうにおっしゃるんで、言った言わんでここでけんかをするわけでもありませんし、別に問題にするわけでもありません。けども、そういうことをおっしゃったこと自体が、どっちにしろ出るなか、出てもええと言いはったんかどうかわからないけれども、それに関してそのような強制とも受けとめられるようなことを町長自身がおっしゃったということについてはいかなものかというふうに思っておりますので、この点については町長のほうから一言御意見と、その旨をお伺いしたいというふうに思います。

○議 長

岩崎町長。

○町 長

先ほど課長が答弁いたしましたようにですね、戦没者追悼式の場合は戦後、最愛の肉親を失われ、長い苦難の時代を耐え、国、町の再建と発展に努められながら家族を守ってこられました御遺族の皆様方に対し敬意をあらわし、平和を祈念するために開催するものであります。そういった厳粛で儀礼的な行為の場の秩序の確保が必要であると、主催者として考えております。式典の円滑な進行に妨げとなるような行為は控えていただきたいと、そういうことで課長に指示をしたところでございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ちょっと聞き捨てならないお言葉をいただきました。秩序の確保、私は秩序を乱したということなんですか。決して乱しておりません。皆さん、ここに一緒に出席された議員さんたちもたくさんおられます。一切そんな秩序を乱すようなことはしていない、これは事実ですよ。大変私は気を使ってあの場所にいるのがいいのか、端っこへ行くべきなのか、私なりに相当考えました。だけでも、あの日はあの場でしか私の席はなかったわけで、変更もきかなかったんで、それでじっと座ってたわけですよ。何の秩序を乱したわけでもありません。

町長自身、やっぱり出席してほしくないわけですか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

秩序を乱していると思うか思わないかは主催者として申し上げているわけでございまして、私といたしましては儀礼的な行為の場の秩序の確保が必要だというふうに考えておりますので、来年も国歌を歌うか歌わないかというのはなかなかわかりませんが、起立をしていただけないということであればですね、また別個、この場でなしにお伺いしまして、私は去年と同じように起立いたしませんというお答えでございましたら、来賓としての御招待は遠慮させていただかなければならないかなというふうには考えております。

○議 長

稲月君。

○5 番

何と申しませうか、これは延々と続く議論になりそうなので、終わりにしたいというふうに思うんですが、でも、やはりこれは大きな問題やというふう

に思っています。ほんなら来賓として招待しないなら、一住民として参加をさせていただいたらいいということなのかなとか、今ちらっと思ったんですが、とりあえず国歌斉唱せいへんねやったら、起立せいへんねやったら来てくれるな。私自身ね、先ほどもここにも書かせていただいているように、なぜあの場に私は参列をさせていただいているか。国の政府主催のほうは共産党議員団の国会議員は出席をしております。それは天皇の御臨席というんですか、それにかかわってのことで、そういう天皇が主催するようなものには出席しないということではないわけですか。うちの議員団も2人は出席していません。あえて私が出席をさせていただいているのは、ずっと戦争展で、この平群町の戦死者の方たちとの、亡くなられた方やおつき合いしているわけじゃないですけどね、直接。遺族の方ともいろいろ話を聞かせていただいていますし、お墓の調査も大概よくやってきました。どこでどんなふうになられたのか、その墓碑に刻まれた一言一句、そこからそれだけではわからないことをいろいろ調べさせてもらいました。なかなかその本当のところはわからないけどね、だけでも私はそこに迫ってどんな悲しみを持って、どんな思いで亡くなられたんだろうということにはせて、ずっと考え続け、この間やってきたわけです。そういう御縁もあります。だからこそ私は亡くなられた方たちの追悼をぜひしたいという思いで出席をさせていただいているわけです。そこをこんな形で否定されるとするのは、何としても残念でなりません。

町民の遺族の方だって思っている人もおるかもしれませんね。いろんな考えの方がいらっしゃるんだから。そこを認めない、良心の自由、内心の自由を認めがたいということで今おっしゃっているわけで、秩序を乱すということで、これについてはこれ以上追及しても、もう結構です。

○議長

はい、町長。

○町長

最後の稲月議員のお話、私は議員の内心の自由について一切申し上げておりません。今、議員の戦争でお亡くなりになった方に対する思いを述べていただきました。そうであるならばですね、最後の追悼の場で礼を尽くしていただきたいと。ただそれだけのことです。内心の自由には私は一言も触れていません。礼儀作法、マナー……。

発言する者あり

○議長

静かに。

○町 長

ちょっと聞いてくださいよ。マナーが悪いことはやめましょうと、ただそれだけのことです。

発言する者あり

○議 長

静かにしてください。

○町 長

儀礼的な行為の場での秩序を、やっぱり皆さんと同じように礼を尽くしていただきたいということを申し上げているんです。内心の自由については、私は一言も申し上げておりません。

○議 長

稲月君。

○5 番

先ほどで終わりにしようと思ったんですが、もう言いませんが、内心の自由という言葉は一切お使いになっておりません。それは確かです。だけど、言っておられることはそういう内心の自由を犯しているということになります。秩序を決して乱しておりません。もっと本当は言いたいことはあるんですが、もうこれで終わりにしておきます。これについてはまた後日、1対1でお話をするなり何なりのことをせないかんのかなというふうに思っていますが、きょうはこれの件についてはこれで終わりにいたします。

次をお願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の陸上自衛隊高等工科学学校生徒募集の記事を本年の11月号のマイタウンに掲載したことについての御質問でございます。

掲載につきましては、自衛隊法の第97条に「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」となっております。自衛隊法施行令第119条で「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行う」となっております。このようなことから広報の掲載を行ったわけでございますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議 長

稲月君。

○5 番

これも長くやりませんが、そういうことで依頼をされて法に基づいて粛々とやっているというお答えやったというふうに思うわけですが、しかしマイタウン平群は広報誌ですよ。そこを見るのは皆さんが一番よく見られるものです。ただ、自衛隊の広報というのは、私たちはしてほしくないというふうにずっと言ってきましたけれども、何回となく載せておられるというのは承知しているんですが、特に高等工科大学というのはここにも書いていますけれども、中卒の子どもさんですね。まあいうたら普通は高校に上がるころの子どもさんたちを自衛隊員にということでの学校なんです。15歳の子どもたちが16歳か17歳になったら、2年生になったら実弾演習するわけですよ。それ自体も非常に問題のある学校やというふうに思います。

宣伝文句では、この広報には書いてませんでしたが、横須賀にある学校なんです、そこで自衛隊員として通いながら通信教育を受けるわけです。県内のある高校の通信教育を受けて高卒資格を得られると。それがうたい文句になっているわけで、ここへ行ったらお給料ももらえるし、毎月9万何ぼの手当が出るそうですわ。お手当をもらって学校も行けるよと、高卒資格も取れるよ、卒業したら非常に自衛隊員としても上級のところに配属されるというね、そういったメリットもあって、子どもたちへの勧誘を盛んに今全国でもされている。学校にチラシを持って行って直接勧誘するというようなこととか、北海道とかそういうところでは大変有名になりましたけれども、家庭訪問をして勧誘すると。それほど自衛官を目指す人たちが少なくなっているというふうに報じられております。

また、自衛隊の任務がふえましたよね。海外で派兵をされる、同盟国と一緒に戦争ができるというふうなことになってしまっている中で、余計に希望者も減っているという中でこういった広告を出してほしいという自衛隊からの要請やというふうには思うんです。だけど、その中身の吟味をしはったんやろうとは思いますが、子どもたちがゆくゆくは戦場に駆り出されていくという可能性があるという、その大きな懸念を持ちながらも、そういった広告を平群町として出さるんかというふうに私は非常に疑問を感じますし、戦争も核兵器もない世界を求めていこうというふうに考えて宣言もされ、私たちもやっているわけでしょう。その中で吟味されたかされへんかったかは、法に基づいて粛々とやったということなんでね、掲載されるというのはいかがなものか、検討をしていただきたいし、中身についてはもっと子どもたちを守ってほしい。

戦場に送り出さないでほしい、若者を戦場に送るなど、私たちはずっと掲げているわけですが、それに基づいて行政としても努力をしていただきたいたいというふうに、それに広報を使ってほしくないという私の主張ですし、多くの住民の願いも込めてきょうはこの質問をさせていただいております。

もうお答えは結構ですので、御検討よろしく申し上げます。これで私の質問は終わります。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時08分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7番

通告に基づきまして、大きく3点について質問いたします。

まず1点目は、町の財政の現状と今後の見通しについてです。

町財政の現状については、町長を初め、当局から口癖のように「厳しい」という言葉、答弁を10年以上にわたって聞いてきました。以前も指摘しましたが、岩崎町政になった平成19年が政府による地方交付税削減の底で、それ以降は徐々に交付税が回復するとともに各種交付金もあり、20年度には実質単年度収支が黒字になり、22年度には実質収支も黒字になりました。その後はでこぼこはありますが、実質収支は今日まで黒字が続いています。しかし、昨年度、実質単年度収支が2億7,000万円もの赤字となり、27年度末に6億1,000万円あった剰余金、実質収支プラス財政調整基金ですけれども、それが昨年度末は3億4,000万円になり、今年度の実質単年度収支も現在の見込みではよくてとんとんという状況です。ただ、10月の町のシミュレーションでは、第2次健全化計画を実施しなければ実質単年度収支が1億9,300万円の赤字、計画を実施すれば1億1,800万円の赤字となっています。そこで、27年度までと昨年度以降の違いをどのように分析しているのか、町

長の所見を伺います。

次に、町財政の今後の見通しについて、10月4日の全員協議会に示されたシミュレーションでは、今のままでは来年度、平成30年度末には実質収支が1億5,200万円の赤字に陥り、33年度末には10億5,200万円の赤字、健全化計画でそれを8億円に改善して2億1,400万円の赤字に縮減するとしています。平成19年度までの財政難の主たる要因は、地方交付税の大幅な削減でした。しかし、シミュレーションでは交付税はほぼ現状維持の予測です。今年度以降、大幅な歳入不足に陥る要因は何なのか、全員協議会には今後の歳出や歳入の見込みも示していただいています。住民の皆さんがわかるように説明してください。また、突発的なことは別にして、このシミュレーション以外に現在予測される経費増があればお示してください。

次に、第2次健全化計画で8億3,200万円の財政効果を得るとしています。この計画にはさまざまな問題がありますが、今回は全体の8割以上を占める人件費の抑制と町有地売却についてお尋ねします。

町有地売却は計画全体の42%、3億5,200万円、人件費の抑制は40%、3億3,200万円となっています。町有地の売却のめどはあるのでしょうか。また、人件費はマンパワーの減少で、住民サービスに支障を来すおそれがありますが、その点はどうでしょうか。

次に、大きい2点目、榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善を。

この問題については、昨年6月議会から毎議会、今回で7回目の質問になります。これまでの質問で土砂等の不法投棄の経過や、昨年4月に県が現地調査に入って以降の経過は既に明らかになっていますので、今回は問題解決への町の姿勢と当該地の安全対策を中心に質問します。

まず、前回の9月議会で町長からこの間の担当職員の対応について、「職員の個々の対応全てにおいて、その時々判断が全て適正であったかどうか」という点につきましては、多少の疑問にも残るようなところがある」「今後はそういうことのないように、県の関係部局と連携をとりながら問題解決に向けて、より一層力を注いでいきたい」とこのような答弁をいただきました。また、担当課長から行為者がこの1年半で土砂を42立米、2トン車で35台分搬出したという説明がありました。そこで次の4点についてお聞きします。

まず、一つ目が9月議会の一般質問以降、土砂の搬出や占有物撤去など、農地性回復に向けた改善はあったのでしょうか、具体的に説明してください。

次に、行為者が違法に布設した水路内のヒューム管理設について、この水路は下流域の農地の水利に利用されています。昨今の集中豪雨などにより、土砂でこのヒューム管が埋まる可能性も考えられます。その点についてどのような

見解をお持ちでしょうか。

3点目は、北側の町道に面した外周壁について。この外周壁がゆがみ危険なことは6年近く前の平成24年1月、地元住民から通報があり、その年の5月に町が行為者に指導したという説明からも明らかです。しかし、行為者が何の対策もとらなかつたにもかかわらず、町は昨年4月まで放置してきました。幸いその間も含め、今日まで外周壁が崩壊していませんが、水路と同様に町道への崩壊の危険があります。この安全対策について町の見解を求めます。

4点目は、これまでの私の質問に「外周壁の建築物の撤去、廃棄物らしき堆積物の適正な処理、土砂の撤去など、それぞれの法律違反を是正させるため、引き続き県の環境部局と連携をとりながら問題解決に向け指導を続けてまいりたい」と答弁されてきましたが、問題解決にどれぐらいの時間が必要と考えているのでしょうか。

大きい3点目についてです。来年度からの介護保険料について質問します。

2000年から始まった介護保険制度も現在18年目を迎えています。保険料が3年ごとの見直しの中で引き上げられ、多くの1号被保険者から保険料が高い、何とかしてほしい、このような声が上がっています。今現在、来年度、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画の策定が策定委員会で進められています。事業計画については介護保険法など国の制度に基づいて策定され、1号被保険者の保険料もその事業計画から算出されますが、保険料改定の条例改正案を提案するのは町長です。そこで第7期の介護保険料について、現時点での町長の見解を伺います。

まず1点目は、1号被保険者の保険料は事業計画をもとに出された保険給付費見込みで、第7期は23%になっています。この数字は制度開始の17%から見直しのたびに1%ずつ上がっています。このことも保険料がどんどん高くなる要因ですが、そのこととは別にして、給付見込みが実際より高い設定になれば保険料も高く設定されることになります。このことは第6期の給付費の計画と実績からも明らかです。6期の最終結果は今年度が終了しないと出ませんが、8月時点での今年度の見込みを含めた6期の総給付費は44億1,974万5,000円、6期策定時の計画給付費53億3,349万2,000円の83%です。9億1,374万7,000円も乖離があります。6期の保険料は給付費の22%ですから、この計画と実際の実績の差、9億円余りの22%、2億円余りが1号被保険者から取り過ぎたということになります。さらに、6期計画では、5期終了時に余った基金から6,800万円を保険料引き下げに投入する計画でしたから、それも合わせて2億7,000万円保険料を取り過ぎたということになります。この計算で間違いはないでしょうか。

次に、取り過ぎた保険料2億7,000万円は3年間の合計です。1年平均では9,000万円になります。第6期の1号被保険者数は3年間の平均で6,800人ですから、1人平均で年間3万9,700円も取り過ぎたということになります。介護保険料の負担は高齢者の暮らしに直結する問題です。このように計画と実績が大きく離れることになることは、あってはならないと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

3点目は、第6期の保険料については第5段階との比較で、基準額は17%程度の引き上げでしたが、第2段階や第8段階の一部などでそれを大きく超える引き上げとなりました。以上を踏まえて、第7期の計画について6期の教訓をどのように生かすのでしょうか。

4点目は、8月の第2回策定委員会で7期の保険料の見込みとして基準額を月額6,300円、年間で7万5,600円との数字が示されました。これは現在の6期の1.2倍、制度開始当初の月額3,055円の2倍以上になります。現時点でもこの試算に変わりはないのでしょうか。

最後に、基金を保険料軽減に活用することについてお聞きします。第5期計画策定では、基金残高見込み1億1,500万円のうち6,000万円、第6期計画策定では基金残高見込み1億1,800万円のうち6,800万円を活用するという計画でした。昨年度末の基金残高は2億7,000万円ですが、町が策定委員会に出した資料では、今年度末、第6期終了時点の基金残高見込みは3億1,000万円となっています。過去2回の例からいけば、基金を2億6,000万円活用して5,000万円残すということになりますが、この点についての町長の見解を伺います。

以上、大きく3点について、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問でございます。

まず、大きな1点目の町財政の現状と今後の見通しについてお答え申し上げます。

まず、議員お尋ねの1点目でございます。平成27年までと28年度以降の違いをどう分析しているのかというところでございます。まず、平成28年度の決算につきましては、9月議会における決算認定の際にも御説明申し上げたところでございますが、財政状況というのはなかなか継続的な上で成り立っているものでございますので、この部分、この1点でといった特定の要因で掌握しにくいところもございます。また、さまざまな要因による結果の平成28

年度の決算、実質収支、実質単年度収支にあらわれるものであろうかというふうに、まず認識しております。

そこで、平成27年度と28年度の決算の違いというところでございますが、27年度までの決算につきましては、行財政改革の着実な実施によりまして黒字決算となっておりますが、加えて議員お述べになられましたように、当初見込んでいなかった地方交付税の増額や国の経済対策といった各種補助金、交付金を積極的に活用したところ、財政の追い風となった要因として作用したことが大きな要因であったなというふうに認識をしておるところでございます。

一方、28年度の決算でございますが、見通しも含めてでございますが、歳入面では町税や地方交付税は一定の据え置きでございますが、株式譲渡割交付金や配当割交付金といった町が自由に使える財源、いわゆる一般財源相当額については減収をしたというところでございます。また、歳出面では公債費が今後上昇のピークを迎える時期であり、平成31年度には約11億2,000万を超えるような償還となっております。あわせて投資的事業につきましても国庫補助金や地方債といったものを財源として見込めるわけでございますが、それとあわせて相当の一般財源というのにも必要になってまいります。例えば、文化センターの建設事業では、事業費は約24億4,500万となっております。そのうち一般財源といたしましては1億4,700万が必要になるということで、財政状況、財政シミュレーションが右肩下がりの赤字の見通しであるというふうに、まず分析はしておるところでございます。

続きまして、2点目の今年度以降の大幅な歳入不足に陥る要因、また現在予測される突発的な経費の増があればというところでございます。

1点目の御説明と繰り返し重複するところは少しございますが、これらの財政見通しでございます。まず、歳入面では町税や地方交付税については大幅な増額は見込めず、各種交付金や補助金といった町が自由に使える財源につきましても減収の見込みであるということ。また、歳出面では、これはそれぞれの分野を総じてということでございますが、まず公債費が今後、上昇傾向であること、また建設事業等にかかわる一般財源が相当額必要なことから、財政状況は非常に厳しい見通しであろうというふうにまず認識をしております。

このシミュレーションに見込んでいない経費という部分でございますが、駅周辺整備事業の関連事業であったり、また災害対策の事業、町有施設の老朽化への対策といったものが今後必要になってくるということは十分に認識しておりますが、いつの時期に幾らの経費がといった具体的なことではない状況でございます。事業の実施につきましては、財源確保のめどがつかないものであれば、現時点ではなかなか想定しがたいものもあるということでお含みなり、御

理解を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、3点目の特に町有地の売却のめど、また人件費の減少による住民サービスの支障があるかどうかということでの御質問でございます。

町有地の売却につきましては、今年度4回、インターネット公売を実施する予定でございますが、現時点ではまだ実行ができていない、契約に至っていないというのが状況でございます。当然相手のあることでございますし、今後、引き続き売却に向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、財政健全化計画に定めました人件費の抑制策、特に職員の採用抑制についてでございますが、今回の財政健全化計画の取り組みは、あくまでも行政の自助努力というのを第一義としております。その中で具体的には事務事業の整理縮小であったりとか、業務のアウトソーシングといったものを考えております。そのことで住民の皆様的生活に支障を来すということは行政としては本末転倒であると考えておりますので、そのようなことがないように行政の事務事業の合理化とスリム化をあわせてしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

財政問題は確かに難しい問題ではありますので、そう軽々にはいかないんですけども、この間ずっと町長のほうで、秋、11月ごろに住民説明会ということで、その資料で大体いつもシミュレーションを出していただいているんです。私はこの間も指摘してきましたけど、このシミュレーションがもちろんその時点でのシミュレーションですから間違っているのはけしからんというつもりはないんですが、非常に乖離があるんです。その点をどう分析しているのかというのは、ちょっと最初のほうには書いていませんが、特に27年度は2億4,900万の黒字になっていながら、昨年度、28年度は同じ金額以上の赤字になる。突然何でこうなるんやということは調べなあかんと思うんですよ。ほんで、ここであんまり細かい数字を言っても聞いておられる方も理解できないと思うんで、大まかにいうと平群町の財政が、平成十五、六年はさっきも言いましたけども、小泉内閣による三位一体の改革で地方交付税が25億円あったのが19億まで減らされる。平群町にとって6億、全体は60億か70億の予算で1割も自由に使える金が減らされるというのは、それは致命傷です。ですから大変になったんです。

その後、岩崎町長になってからは、当然国のほうもそんなことをやっている

と地方自治体の半分以上が財政再建団体に陥るといふようなことになりかねないといふことで交付税はもとに戻しつつ、また各種の交付金、いろんな名目、経済対策という名目がほとんどでしたけれども、交付金が出てくる。その中でさっきも言ったように、20年度にはもう既に単年度実質収支が黒字になり、22年度には実質収支が黒字になった。ただ、平群町はそこから普通なら、ある程度たまらなあかんのですよ。それが全然たまらずに、一番最高になったのは、だから27年度決算で私がさっき言いました6億1,000万という、要するに基金と実質収支の残高、翌年度に持ち越しの金ですね、それが6億を超えたのは久しぶりですよ。なのに、28年度にはさっき言ったように二億数千万の赤字で、それが3億幾らまで減る。今年度から5年間の町のシミュレーションはどんだけ赤字になんねんというぐらゐの赤字を書いてあるわけです。

私はシミュレーションをずっと見てみたんです。20年からじゃなくて24年から見ました。おもしろいことがわかったんですよ。例えば、平成24年につくったシミュレーション、そのときから5年間、28年度までシミュレーションしているんですよ。だから、28年度まで決算が出てますから、全部実績が出た数字を言いますと24年から28年の5年間で町のシミュレーションでは実質単年度収支ですよ、5年間トータルで9,500万の赤字になる予定やったんです。それが実際にどうやったかというとなんて3億1,400万の黒字になる。この差はというたら、4億1,900万あるんですね。何でこんなことになんのか。こういうところを分析しないとだめなんですよ。

平群町の財政に一番大きく影響を与えるのは何か、歳入では主に地方交付税なんです。さっき課長の答弁で、株式の何とかという経済に左右されるもので、27年度はようけあったのが28年度はがくっと落ちた。そういうのはありますよ、国からのやつでね。でも、地方交付税については、ここ数年24億から25億できているわけです。

もう一つ、一番大きいのは公債費です。返すほうね。ほんで、これは借りがえで返すやつは別にして、実際に平群町はいろいろな事業をやって、20年償還なら20年に分けて、10年やったら10年で返していくわけですけども、今140億近い借金がありますけれども、去年これもあれですよ、町から出してもらった数字を見ると、公債費が27年度は9億2,100万まで減っているんですよ。それまではずっと10億が続いていたんです。公社の借りがえとかがあった年はがと上がりますけども、借りがえは別にしていうと、26年度は9億8,600万、27年度は9億2,100万、それが昨年度は10億4,000万、今後どうなるかというたら、今年度は10億4,800万、来年の30年度は10億8,500万、その後、31年からは11億を超えて

くるんですよ。これは要するに、9億台と10億台で2億円違うかったら、平群町はいつもそこらでいろいろしているもんですから、そこが一番大事。だから、その分析をきちっとやってほしいねん。住民に細かい数十万の負担を求めるとかそういうことじゃなくて、今までの公債費だって全部わかるわけですよ。そういうふうを考えていけば、もうちょっとはつきりすると思うんです。そこんところをもう1回ね、その辺をどう見ているのかというのを細かい数字は要りませんから言ってほしい。

それと、町がつくったシミュレーション、このとおりは絶対ならんからね。そんなもんこれまでのシミュレーションを見たって、今さっきの5年だけで4億の乖離があるわけです。今年度がもう既に違うでしょう。今年度のシミュレーションでは1億1,800万の赤字になると、単年度実質収支ね。でも、きのうの森田議員の質問に対して、健全化計画の今年度分について土地は全然売れてない。もともと5,000万売って7,000幾ばくかの財政をよくするというか、赤字を縮小するということがあったのに、結局それを売らなくても、今年度初日の補正予算で見ると、今予算上で2億8,000万か2億9,000万の赤字なんです。3億は行ってないんですよ。ほんなら不用額を見れば最大赤字を見ても1億まで。ということは、土地を5,000万売らんでも、例えば最大を見て1億の赤字やったとしたってやね、土地を売らんでもそれだけになっているわけや。それだけで1億円の乖離がある。ということは30年度からどう見るかというのは、そんなん大変や大変やって、オオカミが来たじゃないけど、とにかくそういうことはもちろんわかるんです。最悪の事態を見ながら運営しないとだめだというのもよくわかりますけども、その辺では毎年見るシミュレーションがこれだけころころ変わる、もちろん黒字と思っていたときに赤字になった年もありますよ。ありますけれども、28年度は主に清掃センターのダイオキシン対策で26年には想定してなかった2億近い金がある意味出ていったわけだから、それで2億6,100万の赤字になっているわけやけど、これがなかったら大体6,000万から7,000万の赤字でしょう。だから、そういうところもきちっと見て行ってほしいので、聞きたいのはさっき言ったことが一つと、もう1点は突発的な金がないのか。

駅周という話が出ました。例えば駅周は来年、再来年には完全に終わるわけですよ。駅周は関連予算を言うたけど、駅周本体そのものもどうか、それもきのうの森田議員の質問に保留地は八千何ぼあると言ってたよ。ただ、町は1万平米の駅前土地を町が買い取るわけ。それは全部保留地じゃないでしょう。その8,000のうちの何ぼかがそれでしょう。だから、あそこの1万平米の中に入っている保留地以外にほかに保留地があるとすれば、例えば1,000

平米あるとすれば300坪ですよ。今あそこは平均坪35万で売り買い、でも終わったら当然時価になるわけやから、時価になったら、きのう森田議員が言っていた20万円で売ったところがある。最大25万と見たって10万は損するわけです。300坪10万損したら3,000万、これ絶対赤字が出るじゃない。

それと、事業そのものに赤字が出ないという保証はないでしょう。こんなことはあんまり聞いてないけども、近鉄でもともと6,000万もらう予定やったわけ。それがほとんどゼロでしょう。これで6,000万がもう穴があいてるわけやんか。一応、駅周の資料で資金計画が全部きちっと書いてあったって、実際には赤字が出る。これが何ぼになるのかというのは、もう既に今の段階ではある程度見ておいて、それこそシミュレーションに入れないとだめでしょう。ダイオキシンみたいに突然ということじゃなくて、これは10年前から事業をやっているわけやから。それも出してない。その辺をもうちょっとはっきりさせてくださいよ、というのが二つ目。

それからね、人員配置の問題は皆さんが言っているから、ただ人が減ったから、もちろんそうならないように努力しますと言うけれども、実際はそうはいきませんよ。特に小さい自治体ほどマンパワーが必要だし、それと人材を継承していくということは大事やから、これから3年ぐらいならまだましかもわかんないけれども、何年も新しい職員を入れないということになれば、若い人がいないと活性化しませんからね。継承していくということも大事なんで、その点ではこれは答弁はいいですけども、もうちょっときちっとやっていただきたい。

ほんで、売却のめども立っていないような計画を、最終的には一番大きい金額は平成33年の土地売却収入やから、ここで財産収入は2億出てるからこれになるんでしょうけども、これだって絵に描いた餅やんか。だから、住民負担させたら、前から言ってるように余計に逆効果やということも考えてやらないと、岩崎町長のやっていることはずっと逆効果なんです。10年前に町が大変なことになるといって町長になって、ほんですぐ再建できました。さっき言ったように地方交付税がふえたから、各種交付金がふえたからちょうどええときやったんです。運がええなって誰か言ってましたよね、議会でも。ちょうどそういう時期なんです。これでまた本来なら、今ごろは住民の福祉にいろいろもどに戻してやれるところが、一方では人口も減っている。これで見たって、町税収入がどんどん減っていく、こういう状況ですからね。そういうことも含めて、ちょっとどのように考えているのか答えていただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政全般ということで、非常に多岐にわたりますので再質問を頂戴したところでございます。

まず、大きい1点目といたしまして、24年度以降、財政シミュレーションを議員のほうでも一定ごらんになっていただきまして、相当の乖離があるということでございます。この件につきましては、我々財政当局も過去のシミュレーションをずっと確認したところでございますが、確かにある意味悪いほうへの乖離ではなかったというところではございますが、相当額の乖離があるというのはまず認識しております。

大きな要因的なものにつきましては、今、議員お述べになられたように、地方交付税がこの間、我々が思っていたように国の市町村に対しての財政措置ということ、で一定の配分をいただいたというところがまず大きな要因であったということと、あと逆に、今度は歳出のほうでは公債費がふえておるところでございます。これにつきましても、御承知のとおり、この間、平群町におきましてもさまざまな建設事業等に着手しております。その財源として、当然補助金であったりとか交付金であったりとかいうふうな、俗に言う現金をとってくるというふうな事業のやり方も行っておりますが、その裏財源となるべきものにつきましては、公債費、いわゆる起債を起こしての事業充当でございます。

あわせて土地開発公社の清算に伴います第三セクター債というの、28年度から返済等も入っておりますので、そういったものを全て総じますと公債費につきましては、ここ数年増加の傾向にあるというのが現状でございます。この基調というのは、今後ますます増加していくであろうというふうな財政予測は立てておるところでございます。いずれにいたしましても、うちの一般会計で約70億程度の財政規模でございますので、そこで例えば交付税であったり交付金であったりというところで1億、2億といった金額が見込みが違いますと、それはシミュレーションですので、永年延ばしていくとなりましたら3年、4年で7億、8億といった差異が出るというのも現状でございますので、その辺につきましましては、しっかりと年々のシミュレーションを作成するときには注視をしながらというふうには思っておるところでございます。

シミュレーションにつきましては、議員もお述べいただきましたように、一定その時期によって変わってくるものでございます。今回、住民説明会でもお示しさせていただいたシミュレーションでございますが、12月議会で初日に

補正させていただきましたような、さまざまな財政出動によりまして変わってまいります。また、年明けて2月、3月にはさまざまな交付金であったりとか特別交付税の額が確定する中で、またそこでも変わる要因というのはいかがでしょうか。また、3月議会で補正があるとするれば、そういった新たな財政需要というのはいかがでしょうかので、そこでも変わるといふような要因はございますので、シミュレーションにつきましては、一定そういうふうな財政状況、執行状況によって変わるものやということ御了解といたしますか、御理解賜りたいというふうにして思っております。

次に、今後の新しい見込みが立つであろう財政需要の部分でございます。

1点、これも御指摘賜りました、特に駅周事業につきましては、財政課としても正直、危惧しておるようなところでございます。当然、事業の中身、事業主体としては区画整理組合がやっておる事業でございますが、御承知のとおり、たしかあれは平成18年やったと記憶していますが、いわゆる保留地の差損分の補填という部分で5億円の債務保証も打っているところでございます。これにつきましては、万一、組合の事業の中でいわゆる保留地の差損が出れば、それは町が補填をしなければならない金額でございます。今現時点では、どの程度の額が発生するののかというのは正直まだ財政課のほうとしてもつかんでおりませんが、その部分につきましては、上限5億ということになってございますので、一定の額が発生した場合はかなり大きな財政出動ということになります。当然その段階で平群町の財政状況というのが大きく変わってまいるといふような認識は持っておりますが、まだ現時点では数字のほうは財政としてもつかんでおりませんので、そこにつきましては駅周事業終盤でございますので、そこはどのような状況になるのかということも踏まえて、ちょっと担当課のほうとはきっちり詰めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

さっき言ったように、公債費と交付税で町の財政が変わると。ほんで、健全化計画の財政シミュレーションを見ていると、平成32年から建設事業が極端に減るのよね。32年度の普通建設事業費が3億2,500万、33年度は2億2,300万ね。これが減ることは、当然、国、県の支出金ももちろん入ってくるほうも減るわけだから、それはどうのこうのとは言わへんねけど、30年、31年は要するに文化センター・図書館を建設すると。それで建設費は30年度は21億7,000万、ほんで31年度は10億1,800万と、こう

なっているんですね。それは補助金とかついてええんやけど、ただ、文化センターについては、借金が圧倒的に多い。もちろん交付税算入はあると言っているんだけど、ただ交付税算入はあるけど、その分、全部算入されたやつを計算して出して、あと残りは過去と比較してどうなんねんというのを数字を出してくれたら調査できるけど、交付税算入があるあると言うたって、交付税そのものがふえない中でその辺をどう見るか。交付税算入があるから実際に要るのはこんだけやって小さくなるんだけど、それはそれで事実なんですけど、そこはなかなかシミュレーションでは見えないもんですから。

何が言いたいかという、要するに30年、31年、また借金を大きくつくって、後はもう何もせんとかうという話やね、これ。何もせんで済むならええんです。3年ほど何も事業をせんかったら、町の金なんてそんなもんすぐ黒字になりますからね。はっきり言いますけど、こんな誰がやったって、職員の給料をちゃんと払って、町長や議員にもちゃんと給料を払ってもやっていけますからね、よそはみんなやっているんだから。大変になったときは何もしないことなんですよ、それが一番手っ取り早いんですけど、そうはいかない。住民との関係もある。

ほんで、文化センター・図書館については、この借金、これが結局33年度は、このシミュレーションを出している後についても11億円台が続いてくる要因になるわけじゃないですか。20年償還でしょう。だから、そういうことを考えて、この間ずっと文化センターについては指摘しましたが、急ぐ必要はないって言うんですよ。めどが立ってやればええのに、全くめどを立てずに、逆に悪くなってから強行にそれでもやろうとする。その姿勢が、これは町長の専権事項ですから、やるやらんは。私たちはその予算に対して賛成するか反対するかだけやから。議会の同意を得れば、それはそのまますすむんですけどもね。そこんところはやっぱり考えもんだということは、このことは指摘しておきます。

それから、駅周について一言言わせてもらいますけども、八千何ぼのうち町が1万平米買う中にどれだけ保留地があるのか言わないけど、ちらっと耳にしたところによると、駅前以外に3,000平米の保留地があると。3,000平米ということは900坪、さっき言った10万円の差額が出たら、今度は9,000万や。これだけで1億近くでしょう。さらに事業そのものが赤字になる可能性だってあるわけでしょう。だから、それも計算したら、ある程度は財政当局としては持ってるはずなんです。それも早く出したらいいんです、住民の中に。突然こんな出てきて大変なんですわって、また言うんかという話なんです。わかってるやつは早くから出して、それも含めてもっとしっかりと検討

すべきだということは指摘して、この財政問題についてはまた3月議会の予算もありますからそこでやりますんで、これ以上聞いてもわかんないんで、また民報に私が詳しく分析したやつは書かせていただきますので、それは当局のほうもよく見てください。この件はこれで結構です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山口議員の大きな2点目の榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善をの御質問にお答えいたします。

まず一つ目の、9月議会以降の農地性回復に向けた改善状況についてですが、9月11日と12月4日に県の関係部局と合同指導を行ったところ、9月11日は土砂を搬出するため、わずかながら土砂から取り出したガラ等の確認をいたしました。12月4日については改善は確認できておりませんでした。

次に、二つ目のヒューム管が土砂で埋まった場合の農地の水利に与える影響についてですが、現場に無許可で埋設されているヒューム管は口径1,200ミリのコンクリート製であることから、集中豪雨等により崩壊する心配は低いものの、将来的に土砂等によりヒューム管の出入り口が閉塞し、水利に影響を与える可能性はあると考えられるため、現在も改善に向け指導を続けているところでございます。

次に、三つ目の外周壁の倒壊の危険性に対する安全対策についてですが、外周壁の内側を確認しましたところ、土砂等の土圧にかかる分については外周壁の比較的下の部分であるため、直ちに崩壊する危険性は低いと考えております。ただ、万一、町道に倒壊した場合、人的被害も想定されますので、外周壁の撤去については土砂等の撤去とあわせまして優先的に指導を行っているところでございます。

次に、四つ目の問題解決に要する期間についてですが、これまでも県と連携して合同指導を行っているところですが、是正については行為者自身に行っていただく必要がありますので、現時点で町が具体的な期間についてはお答えはできないものと考えております。町としまして問題解決に向け、引き続き県の関係部局と連携して指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

今回は町が昨年の4月以降、いろいろ一生懸命やっていたというのはよ

くわかっているんです。この問題については、今行われている県議会の委員会二つで質問も、我が党の宮本次郎県会議員と今井光子県会議員がそれぞれの所管の委員会ですることになっている。1点は廃棄物対策、もう1点は農地ということで、今、県会のほうは委員会の名前がすごい変わってるんで、私が昔知っていることだったら経済建設委員会が農地、それから産廃のほうは環境対策の関係の委員会ということになると思うんですけども、それはまたそれで県のほうはどういう答弁をされるのかわかりません。

私は今回、水路とそれから外周壁、特に外周壁については平成24年、5年前の5月に、1月に通報があって町がそのときは指導に入ったというメモも残っていますし、そういう答弁もされています。それから5年、一応何もなっていないけども、しかし相当圧迫感があるし、もともと道路とフラットだった農地があそこまで高くなって、ほんで倒れそうやからというて横に矢板みたいな板を張りつけてるわけでしょう。その上にポンコツの車とかガラとか材木みたいなものも乗っている小屋みたいなものがある、その撤去もしてない。一番目立つ撤去がされいない。そんなんすぐ撤去させたらええやん、もう使うてないんやからと私は思うんですよ。あそこで今暮らしているのは犬だけですからね、犬1匹ずっといますから。それに餌やりに来てはんのかどうかかわかりませんが、たまに通ると門があいて軽トラがとまっているというのはあります。

結局、9月以降、ほとんど出してないということじゃないですか。ガラはちよっと出した。要するに、産業廃棄物についてははねのけろという指導を県はすると、この前いつでしたかね、10月に県へ行って担当課長や主幹、補佐と話しをしたときにそんなことを言っておられましたけども、その程度しかやってないわけでしょう。結局、土はそこから全然出てない。指導してるんやけど全然言うことを聞いてもらえてへんわけじゃないですか。どうしたら言うことを聞いてもらえるかというのは、ちょっと聞かせていただきたいんやけどね。

水路については、今さっき閉塞のおそれがあるからちゃんとすると。おそれがあるんだったら、コンクリートで大丈夫やというけど、それこそ埋まる可能性があるからね。その辺はちゃんときれいにしてんのかどうか。

道路へ倒れない、今のところ安全やと。どういう根拠で安全やと言っているのかよくわからないんやけど、それ絶対、町は責任持ってくれるの、そういうので水路が詰まったり、塀が壊れたとき、倒壊したとき、それで被害が起きたときには町が責任を持つんですかと言いたいよ。これだけ何回も質問して指導はしてくれてるけど、結果としてあんまり出てないということになれば、その辺の責任が持てるのかどうか、その点だけ答えてください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

指導につきましては、県と合同指導の中で県の関係でしたら担い手・農地マネジメント課、廃対課、建築課、合同でそれぞれの建築やったら県の建築課と、それぞれに対応している中でやっております。ただ、指導については行為者自身が時によっては指導は受け入れない等があるんですけども、改善は本人にさせていただくということが原則ですので、それを引き続いて行っているところでございます。

あと、水路と外周壁、倒れれば町は責任が持てるのかという御質問なんですけども、倒れた分については町で撤去はしますけども、その被害に遭ったことについては町は責任を持ってないので、引き続いて指導をしているところでございます。

あと、水路につきましては、被害が出れば条例により損害賠償のほうを請求していくようになると思います。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

町側は責任持たないと言ったって、ちゃんと指導しなかったということが立証されて裁判になればわかりませんよ。もちろん課長は今はそういう答弁しかできないと思う。しかし、実際問題として長年住民からも通報があり、議会でも散々取り上げられ、ほんで指導はしたけど全然言うことを聞いてもらえなかった。放置はしてないけど、結局言っただけで実効ある対応をとっていなかったということになれば、町だって県だって、当然責めを負いますよ。そのことは指摘しておきます。

この問題については、本当にこの9月から3カ月全く出てないみたいな状況というのは、何とかならないのかというふうに思うんですよ。ここで何ぼ言っただって何ともなりませんから、いろんなことはもちろん考えないとダメなんですけど、私は町としては、県と一緒にですけれども、もうちょっと強力な指導をすべきだと思うんです。町長どうですか、法令遵守を盛んにおっしゃるし、この問題の答弁でも町長からは法令に従ってきちんとやるということなんですけど、法令に従ってきちんとやってもらっているんだらうけど、全然結果が出ないんですけど。その点、どのように思われますか。町長として結果を出すように何か考えてくださいよ。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

指導につきましては、何とかならないか、強力な指導ができないのかということなんですけども、土砂の撤去については違法転用ですので、処分権者は県ということなんで、代執行も含めて県がやると。

あと、外周壁の建築物についても県が権限があるので、それについては同じように危険性がありますので、どうにかならないかということで、町と引き続いて指導はしているところです。ただ、本人さんがやっていただくことなんで、なかなか聞き入れられないところもあるんですけども、引き続いて指導のほうを続けていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○7番

これ以上言うてもあかんけどね。最初のボタンのかけ違いが町ですよ。農業委員会事務局があのおときちゃんとやっていれば、こんなことになっていなかったということははっきり申し上げるので、最初のボタンは町が間違っている、県じゃないです。あのおときにちゃんと農業委員会が手を打って、県とも連携して24年の段階ですぐ対応していれば被害は拡大しなかった。もっと今の半分で済んでたんです。そのことはこの間の議論の中で明らかやと思うんで、そのことははっきり申し上げておきます。この件は結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは3点目、来年度からの介護保険料についてお答えをいたします。大きく5項目出ておりますので、順次お答えをいたします。

一つ目、平成29年度がまだ確定しておらず、多少の増減はございますが、第6期の計画と実績の乖離は給付費と地域支援事業費を合わせて9億3,000万の乖離を予測しています。また、1号の保険料額については計画策定時に、既に基金を取り崩した上で保険料必要額としておりますので、9億3,000万掛ける22%で2億460万円となります。

次、二つ目、計画時にできる限り実績と乖離が出ないように国のワークシートをもとに予測いたしましたが、過去の実績の伸び率を勘案したサービス利用予測よりサービス受給率が7割程度低く、これが計画との乖離の大きな要因となっていると考えております。こういった結果を踏まえ、第7期計画策定では第6期策定時に行った一般高齢者向けのニーズ調査とケアマネジャー向けアンケ

ートに加え、要介護の方及びその介護者を対象としたアンケートも実施し、サービス受給者本人のみならず、介護者の在宅介護の実態を把握することに努めました。第7期は平群町の特性を踏まえ、より精度の高い適切な介護サービス利用予測をし、それに見合った適正な介護保険料を設定することに努めてまいりたいと考えております。

三つ目、介護保険料は所得に応じて段階区分を設定しています。7期においても所得に合った保険料設定を行うため、国の標準段階区分をベースとしつつ、6期同様の11段階で進めていきたいと考えております。

四つ目、第2回策定委員会でお示しした保険料基準額は、自然体推計で自動的に出てきた数字です。平群町の特性やニーズを精査した推計を次回の策定委員会に提出しますので、保険料の試算は変動します。

五つ目、基金を第7期保険料軽減に活用するかにつきましては、策定委員会で適正な基金取り崩し額を協議していただき、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

計算の仕方は始めから入れてると言うけどね、基金がふえた金額から見たって計算はできる。3億1,000万ということは5,000万円余らす予定で3億1,000万ということは2億6,000万取り過ぎたということになるんです。いろんな計算式でやったって、結局、計画と実績の乖離がそういう数字になって2億5,000万から3億の間になってくるんですよ。今は課長のほうから私のほうが間違いみたいに2億460万になると。あなたの計算ではそうなって、またそれはゆっくりそっちのほうが正しいかわかんからお聞きしますけど、また教えてもらいますけどね、そのことはいいです。

あと、国のワークシートをもとに予測、6期もワークシートをもとに予測したんじゃないですか。ただ、もちろん特養の一つできるやつが半年か1年ぐらいおくれてるからそれによって変わってくる、それはもちろんあります。ほんで、ただ平群町の場合は相当使い勝手が悪うなってるのかどかわかんないですけど、その辺もまた今後調べてほしいと思いますけどね。結局、金額でいえば予定より83%しか出てないということは、町が予測していたより使っている利用数が少ない、利用金額が少ないわけだから、その乖離が何が起こったかというのは、やっぱり細かい数字も出して示すべきなんですよ。ここで一般質問でそんなことできませんから、例えば策定委員会にそういう細かい資料も出すべ

きなんです。それを教訓にして今回はこうしました、7期を計画する場合はそういう教訓も踏まえてこういうふうにしました。

ただ、国のほうが今もまだ議論してますけど、来年10月からまた家事の介護については時間制限するとか、きょうの新聞にも載ってましたけど、そういうふうにいるいろいろ動きはあって、できるだけ利用者に国は介護保険を使わせない方向になっているから、だから金が余るといふ部分ももちろんあるんです。6期のときには、所得によっては2割負担になる人、それから施設給付で食事とかが本人負担になるとかいろいろありましたよね。でも、それも計画のときには入れてたわけだ。でも、これだけの額になった。やっぱりそこはもうちょっと正確にやる必要があるんで、答弁は要りませんが、もっと緻密にやってほしいと。

ほんで、いつもいつもね、前も言いましたけど、職員がきちっといろいろ調査してつくってくださいね。ある程度の家を建てる場合の骨組みをコンサルとかで、もちろんいろんな制度がありますから資料をもらうのはいいですけども、策定委員会でコンサルが答弁するような、事務局にかわって答えるようなやり方は絶対やめてくださいね。そんなことをやっていたら、町の職員は全然わからずにつくってんのかということになるわけですよ。僕は6期のときに大分言ったからなかったけど、5期のときはひどかったですからね。誰やねん、あの人が僕を思いましたもんね。職員でもないのにとしたらコンサルやったという。そんなことは絶対やめていただきたい。だから、そんなことをやっているからこういう乖離が私は出ると思うんです。担当職員がしっかり勉強して介護の新しい制度も全部わかった上で計画を立てないと、同じ轍を踏むということになりますので、このことはくれぐれも言うておきます。

それから6期について、所得に合ったというけど、実際に5期のときと6期のときで何回も言うけど、所得が190万から250万の間、そこを二つに分けたために多いほうの190万から250万の間については41%も5期のときより上がってんねんで、それは事実やんか。何でその事実を認めへんのかな。ずっと認めてへんねんで、3年間。町長もそうや、ずっと認めへんねん。事実さえ認めへんねん。誰のための保険やねん、誰のための行政やねんということになるわけや。だから、そのことも踏まえて来年になるから今から変えられるわけないから、7期のときにはその是正も含めた、11段階でも12段階でも13段階でも、何段階でもようけつくたって構わへんやんか、別に。電算の機械の金はちょっとかかるかわからんけど、でもそういうことも含めて、1号被保険者って65歳以上全員やからね、ほんまにその人たちの暮らしに沿った、一人一人の思いに沿った金額やで。あなたたちは数字を入れてこんだけですと

言えば簡単やけど、年金から毎月毎月2カ月に1回引かれて、それが一気にばんと上がったりして、それはもう大変なんですよ。高額所得の人は知らんけども、190万から二百何ぼというたら年金でもちょっと多いぐらいの人じゃない。そこがそんだけ上がってるということは、やっぱり私は一人一人の被保険者、みんな住民ですよ。住民に思いをいたすべきだと思うんで、この点については、まあこれもここで議論したってしゃあないから言わないですけど。策定委員会では議論しますけども、それは事務局へ出すときに、そのことも勘案して出してください。だから、きょう質問してんねん。そないに言うたって、私1人や、言うの。あとの人はその議論についていかへん。理解してはんのかしてないのかは知りませんが、前回もそうでした。だから言うんですよ、議会で言っておかないと、そこをみんな思いいたしてやらないとだめですよというの、これも指摘しておきます。

それから、次回に出すからきょうは言われへんと言うけど、前回の策定委員会のときに6,300円を出したやんか。それは一般的に計算した金額やというわけやな。ほんで今度は22日あるわけじゃないですか。あと9日先よ、できてるでしょう。なぜ議会で言わない。策定委員会で決めるって言ったって、事務局が出した案を高いとか安いとかいう議論をしますか。そんなことしないじゃない、実際。だから、今出すべきなんですよ、住民に。公表すべきなんですよ、別に策定委員会の前に公表したって構わへんやんか。事務局の計算ではこうなっているというのを出すべきです。それを何で出さへんのか理解できない。策定委で協議って、全部事務局任せになってるやんか、実際のところ。建前は策定委員会が決めて、ただ最終的に議会に議案として出すのは町長ですからね、条例改正案として出すのは。

5期のときは策定委員会が出したやつより基金を1,000万余分に引いたやつで町長は出されました。そのとき私は1,000万ふえたことは評価しましたよね、5期のときです、これね。だから、そういうことも踏まえて、きょう、この質問を出してるんだから、ある程度答えるべきやと思うんですが、策定委員会で協議するからできないという保険料の事務局として今持っている金額と、それから基金をどんだけ減らすのか、基金をどれだけ使うかの考え方、じゃあ、基金の金額を言わなくていいから考え方を言うてくれるか、その二つだけ答えて。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

基金の考え方です。これは以前から申し上げていきますとおり、できるだけ基

金を活用して1号被保険者の方の保険料を軽減していきたいと、これは変わりないです。ただ、今のところ、まだどれぐらいにするというのは決まっていないうこと。実際、事務局でも決まっているだろうということですが、今、精査しております、もうすぐ決まりますが、まだしっかりした金額というのはお示しできない状況でございます。

それとですね、③のところ、これは指摘ということでお伺いしましたけども、11段階で今進めているところです。これにつきましては、1号被保険者の保険料というのは、今度でしたら23%です。1号被保険者の保険料として必要な額というのはもう決まってしまうんです。そこで段階でどうするかということなんで、一つの段階だけを下げると、ほかの段階、階層の方で上げないといけないという、こういうことになりますので、そしたらどうい段階区分がいいかとなりますと、やっぱり国の標準段階を使うと。これは近隣も8段階、9段階までぐらいは、ほとんど国の段階区分を利用されております。ほんで、9、10、11とか、これは町によってもっと上げたり、平群町では1,000万というラインですけども、もっと上げたりをしております。

基本的に250万あたりですね、第6期で第5階層と言うているところ、その階層につきましては、第6期で近隣町も調べましたけども、平群町と同様に国の標準段階を採用しているということでございます。これは必要な保険料というのは額が決まっていますので、段階でどうかということなんで……。

○7 番

議長、今そんだけ答えてくれたら十分です。

○議長

はい、山口君。

○7 番

わかってるって、パイは決まっているんだから、どう分けるかというときに、5期から6期にするときに回数ふやしたのはええけど、ある一部分だけ平均的な17.1%しか上がってへんのに、ある所得の部分だけ40%も上げてるわけやんか。そのときに何で配慮できなかったかということやんか。いや、わかんねや、国がそれを細かくすることだってできるわけやんか。ただ、5期と6期で階層をふやしたけど、ただ190万から250万の所得だけについては、ここだけとればやで、41%も上がっているというのはおかしいでしょうと。

第2段階については消費税が10%になるかどうかで、10%になったときにだっと下げるみたいな話やったのが、先送りになってそのままきたから、この第2段階も結構高いもんになってるわけ、二十何%上がってるわけや。だから、そういう細かい目配りが必要でしょうと。ほんなら3年間、そこだけ取

るけど、190万から250万の人は5期のときより4割も高く払ったんだから、そこをもうちょっと次に上げるときは、そこは今度またその前に何%しか上がってない人と一緒だけ上げるわけやんか。そこは途中半分だけやから、あれは8段階やで言うとかけど。ほんなら、それをもうちょっと何とかならして上げるのか下げるのか知らんで。全く上げない場合もあるけど、そのときにはちょっと調整すると。もちろん言うように、こっちを下げたらこっちを上げなあかん、それは出てくるよ。でも、それは全体としてある程度所得に応じてならして払えるようなもんにしていったほうがいいんじゃないのということであって、何も無茶を言っているわけじゃないよ。そのことはちょっとね、だからさっきから言ってるように、数字じゃなくて払うほうの身になって収入に応じた、全体として高くなってるわけやから、それは始まった2000年のときに比べたら倍になってるわけやからね、平均が。今度は倍になる可能性もあるわけやからね。それは全体として高くなってるのはわかってんねんや。それはある意味、今の政治を変えないと、国政を変えないとどうにもならんからやね、そこを何ぼ僕が言うたってしゃあないから言わへんけど。そういうことを言うてるんであって、これ以上議論したって一緒やから、そんなことはよくわかってる。だから、そこも含めて払うほうの身になってやるべきだということを私は強く申し上げたい。

ほんで、3億1,000万も町の予測では余る、介護保険の基金についてはできるだけ多くそれを取り崩して第7期の保険料ができるだけ上がらない、一番いいのは下げてほしいぐらいですけれども、下げてもらうような形になることを強く申し上げ、また策定委員会でもこの議論は続きますので、そこでまたしっかり議論をさせていただくということも話しまして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号9番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。
城内君。

○2番

9番、議席番号2番、城内敏之でございます。議長の御指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は2回目の質問ばかりです。初めに、前回質問しました同じ問題です。くどいようですが、地元の方の声もありますので、それに押されての質問です。我が町、平群町は農産物の町、あるいは大阪のベッドタウンとして現在に至

っています。加えて、竜田川を初め、多くの古墳や旧跡といったほかにない観光資源を持つ強みを生かさない手はないと思っております。信貴山の松永弾正につながる遺跡の発掘が進み、幾つかのツアーが組まれたりして、早くもその効果があらわれています。しかるに椿井城については同じような時期に研究の舞台に乗せられながら、一向にその進捗が私どものような素人には少しも見えてきません。先日も椿井城は誰の城かといったテーマの講演会もありました。せっかく盛り上がりつつある歴史的観光資源がありながらブームに乗ることなく忘れられていくのではないかと、地元の方々の気持ちを察するに余りあります。

その方たちが、せめて急峻な450メートルを観光客が楽に登れるようにしたい、立派なものには要らん、我々が我が土地を提供して自分たちで登城路をつくろうと言い始めて数年がたちます。仲間の平均年齢が70歳を超えているので、早くしないと動けなくなると先日もおっしゃっておりました。

そこで、もう一度質問させていただきます。

1 番、椿井城登城路の整備。

登城路のほとんどが町道です。しかし、そこに至る椿井の井戸から300メートルは里道です。その道を丸太とくいで階段状にして、土のうのような濡れたら滑ったり、破れたりすることのないものにしたいとおっしゃるのです。この秋には町職員やボランティアの方々が土のうの補修をしてくださいました。原状復旧の可能な手入れだとのこと。原状復旧が可能ということは、普通そんなに時間を長い間かける意味はないと思います。だから、短い期間ですぐに何とかするから、だから土のうで十分だということではなかったのでしょうか。

お聞きしたいのは、調査の対象範囲です。山頂あたりの町道部分ではだめなのでしょうか。道の駅を拠点とした椿井城登城ツアーとか、嶋左近が回った平群谷を一望しようツアーなどと銘打った企画など、考えられるだけでも楽しくなる現実を夢見ています。椿井城保全活用協議会はその名のごとくはっきりとした範囲を規定し、早急な観光資源の活用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2 番目、柿塚古墳の進入路の整備。

前回の回答では、町が主体となって動けないので民間の動きを注視することでした。大変人気のある古墳として知られ、聞くところによりますと来年3月ごろには200人ほどの歴史愛好家が訪れる計画があるとのこと。そこで何か事故でも起これば、せっかくの観光資源が台なしになり、平群町の名にも傷がつきます。守る会やガイドの会の方々がどれほど落胆することでしょう。

う。何とかありませんか、御質問いたします。

なお、前回にお願いした若井の井戸の進入路については、ほとんど時間を置かず都市建設課がごろごろした大きな石を片づけ整備していただきました。まことにありがとうございました。シーズン中には多くの人を案内することができてよかったとのお礼もいただいております。残念ながら、その場所には案内板や史跡の標識もなく、ちょっと寂しい気分です。責任の押し合いというか譲り合いというか、どちらに聞いていいかわからない問題で、どうしたらいいか困っています。これはまた次の問題として考えたいと思います。

それから、3番目、開発残土の一時留置。

話は全く別のことになりますが、気になることがありますので、質問させていただきます。平成27年9月議会の一般質問で事情を聞かせていただきました。都市建設課からは詳細な回答と調整池の掘削指導など、積極的にかつ適切な働きで大いに感激したことを覚えております。なにしろ議員になって初めての一般質問だったので、非常に印象的でした。その後の何の動きもなく、残土がふえるわけでもなく経過しております。ところが、生駒市で建設残土の留置分が先般の大雨で崩落した事故がありました。上記の残土を持ってきたのは、その場所ではなかったかなと思っております。今、平群町に積んであるのは生駒市から持ってきたものやと聞いておりますので、同じ会社ではなかったのかと変に勘ぐっております。これについて同じ会社であったのか、なかったのかお聞きします。

またそれはそれとして、町内に置かれた前述の残土はどうなるのでしょうか。許可が一度出せば、原状復旧の義務はないのでしょうか。以前に掘削の指導をしていただいた調整池はほとんどが池で満杯です。以前のように国道にあふれ、車の走行に支障が出そうなことが起こらないのでしょうか。その後の対応されている状態をお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、城内議員の大きな1点目の椿井城登城路の整備についてお答えをさせていただきます。

椿井城の登城路につきましては、役場職員に加え、平群史蹟を守る会、平群町観光ボランティアガイドの会などの応援をいただきながら、順次、椿井井戸から南郭に至る南ルート及び椿井宮山塚古墳から南郭群と北郭群の間にある鞍部に至る北ルートの双方にわたり、土のうによる階段などを設置し、見学者の

利便性を図ってきたところでございます。

また、椿井城整備管理組合や関係課によります見学者の安全確保のため、丸太でありますとか板材を用いて南ルートの一時的な補修などを実施していただいておりますところでございます。今後も見学者の安全性や利便性を図るため、こうした必要最小限の整備が必要であると認識はしております。

また、整備の範囲についての御質問でございますけれども、登城路の整備につきましては、椿井城整備管理組合の計画案の具体的な内容を確認させていただきたいと思っております。また、今年度中に椿井城保全活用協議会を開催し、意見調整を図りたいとも考えております。そして、地元の方々の御意見もそこで反映させながら登城路の適切な維持管理を目指してまいりたいと考えておりますところでございます。

以上でございます。

○議長

城内君。

○2番

ありがとうございます。とにかくできるだけ早くですね、はっきりした境界というか、線引してもらって、自分らで何とかしたいとおっしゃる方々が動けるように、それで登山客が楽に登れて、いろんな階層の人が登れるような状態にして、先ほど言いましたように、信貴山城についてやっているようなツアーなどで早く稼げるようにしたいなと思っておりますので、よろしく願います。この件については結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、大きな2点目の柿塚古墳の進入路の整備についてお答えをさせていただきます。

柿塚古墳につきましては、9月議会の一般質問にもお答えをさせていただきましたように、民有地でありますことから行政が手を加えることができず、町の日常管理であります草刈りなどの対象にもしていないことなどから、町が主体となった整備の実施は困難であります。民間での取り組みの動向を注視してまいりたいと考えておりますところでございます。

進入路の整備という選択肢を否定するものではございませんけれども、柿塚古墳という文化遺産の普及、啓発の方法は現時点では進入路の整備、石室公開に限定して考えるべきものではないと教育委員会としては認識をしておりますところでございます。

また、官民一体の委員会の設置についての御提案をいただいておりますが、柿塚古墳も含めた町内にあります多くの史跡をですね、どのような形で守り、そして伝えていくべきかを議論する機会が必要であるという認識は持っております。今後、必要に応じまして文化財保護委員会など有識者を交えました場で協議をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

城内君。

○2番

要するに、私有地であるから柿塚古墳だけどうこうするわけにはいかないという答えであったのかと思いますが、それではそういうような何とかしてやりたいと思われてられるような箇所をですね、一度、今でなくても結構ですから列挙してもらって、それをやっぱり何らかの形で解決に向けての相談をしていただきたいと思えます。

個人の土地の真ん中で、個人の土地だからさわれないということで民間の動きをといたら、動きようがないんですよ、民間のほうも。それで、何かするに当たってどういう技術が要るのかもわからんし、それからどれぐらい費用がかかるかもわからん。それから、その費用は町に頼んだら何とかなるのか、そのあたりも一切わかりませんので、ぜひ何かそういう委員会でもつくってもらってですね、列挙された箇所に対する優先順位でもつけてもらって検討していただくようなことをお願いしておきたいと思えます。これで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の開発残土の一時留置についてお答えさせていただきます。

都市計画道路西線、熊白橋の南側に位置し、国道168号線に接する榎原地区の住宅開発については、平成27年9月議会で質問いただいております。そちらのほうの事業主ですが、生駒市の現場とは異なる事業主であるということでお答えさせていただきます。

質問後の状況について今回はお尋ねということで、平成28年6月13日付において開发行為に関する工事の休止届というものを受理しております。休止届の理由といたしましては、国道168号線への接道要件だけでは、あの現場では住宅販売は難しいとのことで休止届を出されているということです。休止届後の対応としましても、本年5月22日に事業者立ち会いのもと、奈良県とそして平群町の合同で防災パトロールを実施し、土砂災害等への安全対策に

ついて業者指導を行っております。また、奈良県との合同パトロール以外にも、町だけで雨天時等の現場確認のパトロールを実施し、状況の把握に努めておるといった状況であります。

緊急時における対応ですが、事業主とは現在、常に連絡をとれる状態となっております。今後においても奈良県と連携をさらに強化し、迅速な対応がとれるようにということで体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

城内君。

○ 2 番

業者がたしか大阪府でしたね。それで、いろいろお聞きするとパトロールしたり、連絡をとれる状態であるということで、一応私としてはしゃあないなと思いますけども、前回と同じように土砂の流出のないように、今後ともよろしくをお願いします。

以上で結構です。

○議 長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 2 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 4 7 分)

再 開 (午後 1 時 2 0 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 1 2 番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、通告どおり大きく 5 点についてお聞きをいたします。明確な御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

第 1 点目、椿井城跡地の観光拠点づくりの推進について。

平群町観光基本計画に基づき、町内にある豊かな歴史・文化資源や農産物、田園的な自然環境などの平群町の魅力を住民と行政、民間事業者などが連携し再発見し、町内の観光拠点整備の促進や拠点間のネットワーク化を図ることで

観光客の増加や回遊性の向上などの実現を目指しておられます。歴史の展開戦略として、嶋左近や松永弾正、長屋王などの歴史人物をテーマにへぐり時代祭りを住民協働のもとに開催され、地域の豊かな歴史物語、歴史散策リーフレットなどの発行等、PRを広く発信をされておられます。

1 1月の文化祭において山城と題して歴史講演会や椿井城跡ウォークなども開催がされました。椿井城跡地については、椿井城跡管理組合、平群史蹟を守る会、ボランティアガイドの会などによる住民協働の保全活動をしていただいていることに敬意を表したいと思います。

まず1点目についてお聞きをいたします。椿井城跡の観光整備において、平成24年5月28日に某新聞に、「平群町が観光整備のために立ち木数百本伐採、急斜面削り、見晴らし優先、遺跡崩壊か」と報じられ、文化財保護法違反の可能性があると指摘されてから5年が経過をいたしました。椿井城跡周辺の観光対策業務では、窓口が一元化されておられませんが、教育委員会もしくは観光産業課どちらの業務ですか。

2点目、椿井城跡の観光拠点を訪れやすくするために安全な散策道、トイレなどの整備状況についての現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、大きく2点目でございます。平群駅周辺整備事業について。

平群駅西特定土地区画整理事業も今年度をもって大詰めを迎えております。ことしの11月7日に全協が開催され、事業計画の変更、残事業、保留地処分用地が約2,200平米増で8,670平米となる年度別収支計画などの説明を受けました。そこでお聞きをいたします。

一つ目、保留地処分用地約8,670平米のうち7,500平米が（仮称）文化センター・図書館建設用地に処分される予定となっておりますが、もしも建設を断念した場合、土地区画整理組合に多大なる影響が出るとは思いますが、どのような影響が出ますか、具体的にお答えください。

2点目、工事費等の重要な財源確保として保留地がありますが、土地区画整理組合は組合施行が認可されるまでに処分先のディベロッパー等を確定されておらず、最終的には平群町が買収することになりました。認可までになぜ保留地処分先を確定していなかったのか、また現在までの交渉経緯をお聞かせください。

3点目、組合施行認可を平成18年度予算に平群駅西土地区画整理組合が行う事業の保留地処分別と実際の処分別の差額として5億円を限度に損失補償する、なお期間は平成18年度から事業完了までの債務負担行為の議案を議会は賛成議決をしております。現時点で幾らぐらいの損失が予想されますか。もし予想されるならば、履行されるのは何年度ぐらいですか。よろしくお願いを申

上げます。

次、大きく3点目、(仮称)文化センター・図書館建設について。

築40年以上が経過し、未耐震の老朽化した中央公民館と人権交流センター、そして手狭な図書館、あすのす平群などの公共施設の機能を集約した複合施設を平群駅西土地区画整理事業区域に約1万平米の用地を確保し、地上2階建てで、延べ床面積2,550平米の建設を予定、平成32年4月開所に向け、現在進行中であります。総事業費は約24億3,000万円で、財源内訳は交付金(補助金)として約9億7,000万円、起債は約13億1,000万円、一般財源や約1億5,000万となっておりますが、交付金が約9億7,000万円と、交付税が約6億6,000万の合計額は16億3,000万円、パーセンテージにしますと67%になり、町負担額は一般財源トータルで、土地でいいますと約8億円となります。また、将来庁舎建設用地は別途1,500平米であります。

なお、複合施設建設において既存の中央公民館、人権交流センターあるいは、あすのす平群等の公共施設解体費は約9,200万は別途経費として必要となります。実際、建設費に伴い一般財源は約8億9,000万となりますが、開設準備費については未定であります。町財政が厳しい平群町において財政運営が危惧され、そこでお聞きをいたします。

第1、財政難の平群町において複合施設(仮称)文化センター・図書館建設をせずに、既存の中央公民館、人権交流センター、あすのす平群など改修工事を行い運営すべきとか、また建設は時期尚早等の意見もあります。既存の3施設を再築工事すれば幾らぐらいの予算が必要ですか。また、財源内訳もお聞かせください。

2点目、財政が厳しい平群町において、なぜ文化センター・図書館建設をしなければならなかったのか、改めてお聞きをいたします。

3点目、建設予定地を坪単価が高額な土地を選択した理由はいかがですか。

4点目、(仮称)文化センター・図書館運営のランニングコストは年間7,000万円が必要と説明されておられます。既存の3施設のランニングコストは幾らかかっておりましたか。過去3年間のランニングコストをお聞かせください。

5点目、(仮称)文化センター・図書館については、議会、委員会、住民説明会などなどで町長は建設するとの強い御主張をされておられますが、改めて御意志をお聞かせください。

4点目、生駒市との連携協定について。

生駒市と一部施設相互利用の行政連携は、平成22年7月から平群町のウオ

ーターパークと生駒市井出山の体育施設きらめきを両住民が同様の利用料金で使用できることになりました。人口減少、少子・高齢化等の本町は厳しい財政状況の町でもあります。しかし、住民ニーズの多様化に応ずるようにしようということで、生駒市と本格的な行政連携を行うことが急務であると、平成24年3月議会に提案をいたしました。町長はお互い行政として強い部分と弱い部分があり、市民・町民の行政サービス向上に向け、速やかに生駒市長に働きかけ、積極的に取り組んでいきたいと御回答をされました。

その後、両市町の行政連携の進捗状況と今後の取り組みについてを質問いたしました。現在、生駒市と平群町が各行政分野において相互に連携することにより、それぞれの住民にとって利便性の高いサービスの提供が図られております。実施業務として生駒市の体育施設4カ所、図書館5カ所、衛生施設（エコパーク21・し尿処理）などがあります。また平群町では体育施設5カ所、図書館1カ所、衛生施設（野菊の里・火葬場）などの施設が相互利用されております。

主に相互連携の業務について、一つとしては非効率性を求める業務としてし尿処理、ごみ処理業務など行政コスト面などの効率化、二つとして住民の利便性を求める業務として、体育施設、図書館など住民対応の一元化によって住民の利便性の向上が図られます。第3、相乗効果が期待される業務として観光振興などの幅広い業務を連携して行うことによって、当該政策実施の効果だけでなく、他の効果が期待されるなどがあります。私は生駒市と平群町が各行政分野において相互連携をより一層進めるべきだと思っております。そこでお聞きをいたします。

第1、平群町は平成28年度までに行政コスト面など効率化により幾らの削減額になりますか。

2番目、岩崎町長は今後生駒市との行政連携計画を予定されておられますか。その点についてお願いをいたします。

5点目、公共交通空白地域解消へ。

ことしの10月10日に地域公共交通会議が開催され、会長（町長）の挨拶でことしの4月からコミバスのダイヤ改正、大型商業店舗への乗り入れなどの改善を行ってきたが、利用実績は伸び悩んでいる。議会からデマンドタクシーの活用との意見もあり、デマンド交通について皆さんの意見をと提案されました。

審議後、会長（町長）は、公共交通は財政の問題もありますが、一番はまちづくりの問題であります。地域の重要な公共交通である鉄道、バス、タクシーを守っていかなければなりません。デマンドタクシーはドア・ツー・ドアで非

常に便利過ぎて、平群町のまちづくりに適していないのではないか。導入することによりNCバス、コミバスの乗車率がますます悪くなって、極端に言えば、地域の幹線の交通網がなくなってしまう危険性もあるのではないか。よって、この問題についてもう少し議論を重ねる必要があるというような御挨拶をされました。平成29年度のコミバスは昨年を引き続き、このままいけば最低需要基準に達しない中で、新たな提案をしいく必要を生じていますと、また町長も発言されました。そこでお聞きをいたします。

1、改めてお聞きいたします。コミバス運行事業の目的をお聞かせください。

2点目、11月14日に議会の公共交通対策特別委員会が開催されました。主な議事内容は、運行基準見直し案と現状の利用状況及び効率的な運行に配慮した運行ダイヤ・ルートを設定し、現在の3ルート（3台）から2ルート（2台）に変更、利用者減に伴い財政的な問題で減便をし、新たな運行評価基準を考えていますと御説明をされました。

過去3年間において各ルートにおける収支率、1人当たりの町負担額の推移を報告します。収支率においては、平成26年度は7.7%、平成27年度は7.8%、平成28年度は6.9%、また1人当たりの町負担額においては、平成26年度は南北循環・南ルートでは1,586円、西山間ルートでは743円、平成27年度は南北循環・南ルートでは1,016円、西山間ルートでは896円、平成28年度は南北循環・南ルートでは1,113円、西山間ルートでは1,157円の決算状況であります。

今年度は前年度より利用者減、収支率減及び1人当たりの町負担額増が予想されます。財政的な問題となれば、収支率とリンクしますので、何%設定されておられるか、また運行基準を考えているか説明をされましたが、案はできていますか。

3番目について、会長（町長）は、「公共交通は財政の問題ではありますが、一番はまちづくりの問題であり、地域の重要な公共交通である鉄道、バス、タクシーを守っていかなければなりません。デマンドタクシーはドア・ツー・ドアで非常に便利過ぎて平群町のまちづくりに適していないのではないか。導入することによりNCバス、コミバスの乗車率はますます悪くなって、極端に言えば、地域の幹線の交通網はなくなってしまう危険性もあるのではないかと思います」と挨拶をされております。デマンドタクシーは「非常に便利過ぎて適していない」、また「まちづくりにも適さない」と町長は発言されましたが、理解しがたく、再度御説明をお願い申し上げます。

また、「デマンドタクシー導入によって地域の幹線の交通網がなくなってしまう危険性はあるのではないか」と発言されておりますが、コミバス導入によっ

て鉄道、バス、タクシー等の利用者減となることは導入時前から認識していることであると思います。デマンドタクシーを導入すれば鉄道、路線バス、コミバス等の影響が出ると思います。そのときは特に路線バス会社と存続等について協議されればよいと思いますが、いかがお考えですか。

4点目、奈良県下39市町村でデマンド型乗り合いタクシーを導入されておられる自治体数は幾らぐらいありますか。

以上、大きく4点について、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の大きな1項目め、椿井城跡の歴史的観光拠点づくりの推進についての1点目、窓口の一元化についてお答えをさせていただきます。

御指摘にあります観光対策業務について、窓口がどちらかという点と業務をどちらで実施するかという点に分けてお答えをさせていただきますが、まず業務の受付窓口につきましては、椿井城保全活用協議会の事務局を教育委員会で担当させていただいておりますので、教育委員会が総合的な受付窓口とさせていただきます。また、業務の詳細な実施につきましては、教育委員会で内容を確認の上、教育委員会で実施する分、また観光産業課など関係課と共同で実施する分、また関係課単独で実施する分というように内容に応じて業務を振り分けていく形で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目の環境整備についてお答えさせていただきます。教育委員会からは、安全な散策道の整備についてお答えをさせていただきます。

安全な散策道の整備につきましては、先ほど城内議員の御質問にもお答えしましたように、今まで観光産業課等の関係課や椿井城整備管理組合、平群史蹟を守る会、観光ボランティアガイドの会と教育委員会が連携をしまして土のうの設置等により、見学者の利便性を図ってきたところでございます。今後につきましても、椿井城整備管理組合と椿井城保全活用協議会との意見調整を図りながら、周辺の環境にマッチした登城路の整備を目指し、適切な維持管理のあり方を探ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、観光産業課からは2点目のトイレの整備についてお答えいたします。

椿井城跡の来訪者用トイレについては、現在のところ設置はしておりませんが、付近にトイレがないため来訪者が民家のトイレを借りるなど、地元に変御迷惑をおかけしていることや、関係ボランティア団体などからもトイレの整備を望まれている意見があることから、町としましては一定トイレ整備の必要性は認識しております。今後、トイレの整備につきましては、椿井城保全活用協議会と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

椿井城跡整備対策業務の総合的な窓口が教育委員会さんで一元化するというふうな御答弁をいただきました。その一元化をしていただくことによって、より一層、椿井城跡の整備が進んでいくんじゃないかなというふうに思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2点目につきまして、トイレ云々の整備ですけれども、トイレにつきましては、今後は教育委員会が軸となっていただきまして、関係団体の協力を得ながら安全な散策道の整備に御尽力をお願いしたいということと、町はトイレ整備の必要性は今御認識されたわけでございますが、設置場所、財政的、管理等の問題が僕はあると思います。

そこで、ひとつ提案をさせていただきます。工事現場等に置いてある仮設トイレなどを私は提案したいなど。財政的な問題、立地条件、設置場所の問題、それと管理的な問題がありますので、一つの御提案ということで受けとめていただきたい。今後は地元の御理解を得ながら設置されるようお願いしたいと思います。今後は椿井城が早急に平群町の環境拠点の基礎と確率されることを御祈念を申し上げまして、ひとつ御努力をよろしく、両課長、お願いを申し上げます。この件についてはこれで結構です。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

失礼します。大きな2項目めで、駅周辺整備事業の関係の御質問で3点をいただいております。

まず、1点目についてお答えをさせていただきます。平群駅周辺整備事業は議員の御指摘のとおり、保留地処分金は事業運営上の重要な財源であります。もし文化センター・図書館建設を町が断念した場合、平群駅西特定土地区画整理事業組合施工は保留地処分金による工事費等の財源を失い、事業収束段階の

工事等が中断するばかりでなく、保留地処分金の売買先の確保、これは民間の不動産会社になります、と売買交渉に苦慮するとともに、交渉のテーブルに乗せたとしても、売買単価が安価となることが予想され、土地区画整理事業の運営が財源不足に陥る可能性が大きくなり、事業期間の延長を余儀なくされるなど、事業収束に大きな支障が出ることとなります。町が文化センター・図書館建設用地として投資確保することが町の中心地として活性化に向けた大きな取り組みと考えています。

続きまして、議員御質問の2点目についてでございます。

平成18年9月の組合設立認可申請に必要な事前協議において、認可に必要な地権者の3分の2の同意及び定款・事業計画とともに保留地の売買めどを組合設立までにつけるように県の指導がございました。指導の背景には、全国的にも区画整理の破綻が報道され、県内の区画整理実施地区である旭ヶ丘や勢野北部、これは平成18年当時の区画整理において保留地処分ができず、赤字により破綻の危機にある状況があったため、認可権者である県としては事業の安全を確保するため事業開始までに保留地の処分先を確定させるという指導に至りました。町といたしましても、県の指導に基づき県内、県外を問わず大手ディベロッパーに照会をかけ取り組みましたが、社会情勢の変化とディベロッパーのスタミナの問題等々から平群の区画整理において長期にわたる事業期間の中で、処分時期が明確でないということから名乗りを上げていただくディベロッパーが見当たらなかった状況でありました。以後、事業がスタートし、平成24年には町としてセンター地区の土地利用をすべく市場調査を行いました。その結果、社会状況が郊外型から都市型にニーズが変更され、都心でのマンション計画が進められる中では、平群町でマンションの立地誘導は厳しいとの結論に達しました。

時を同じくしまして、老朽化した公共施設の改修計画の中で、特に住民ニーズが最も多い中央公民館の耐震補強及び老朽対策として改修か新築かの議論が行われていました。その結果、財政的にもまちづくりという観点からも、駅前の保留地を利用した住民の最もニーズがある図書館と文化ホールの新築をすることが将来の平群町のまちづくりとして、また駅周辺整備事業を起爆剤とした中心市街地の活性化にも一翼を担うという結論を見出したというのが保留地に係る経過でございます。

続きまして、議員の御質問の3点目についてでございます。

議員の御質問のとおり、平成18年3月議会におきまして、平群駅西土地区画整理事業の保留地処分に見じた損失補償として、平群駅西土地区画整理事業の事業計画で見込んでいる保留地処分金と実際の処分量の差額として5億円を

限度とするという内容で議会の議決、御承認をいただいております。この議決内容について、現時点で幾らぐらいの損金が予想されるか、また何年度ぐらいかの御質問でございますが、事が重要で軽々には申し上げられませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目は、もしも（仮称）文化センター・図書館建設をしなかったら大変なことになりますというのは、私は今言わはったのは当然のことやと思います。

2点目について、18年9月に組合設立認可申請に必要な事前協議の中において、県内で区画整理事業の事案例として2カ所処分、赤字処分ができないということは赤字補填に、ほんなら基金調達に行ったところが2カ所ありますよと、県の指導を受け、そのためにも申請には必ず保留地処分の処分先をきちっと明記するようというふうに指導を受けられました、という経過は今おっしゃいました。にもかかわらず、平成18年12月に組合が認可されたわけでございます。担当課としてディベロッパー並びに保留処分を受けていただくところをいろいろ御苦労された結果、今おっしゃったように工期が長い、それとマンション云々についても郊外型よりも都市型のニーズが多いということで、マンション経営のディベロッパーは平群町では厳しいという答えが出ました。その後、平群町は平成24年に複合施設という案が上がりました。ということで今現在進んでいるわけでございますが、結論としては組合設立認可申請時に必要な事前協議において、県の指導を遵守しなかったことが保留地処分問題について住民に混乱を招いてきたといっても、私は過言でないと思っておりますが、いかがでございますか、御答弁をお願いします。

次、3点目、駅周辺整備事業について11月7日に全協が開催され、資料説明では組合の保留地は8,700平米、処分予定先は（仮称）文化センター・図書館建設用地に3,700平米、地権者のつけ換地に約3,000平米、民間売却に約2,000平米と御説明をされました。このとおり実施されたとした場合、町の損失補償は発生するのか、2例を予想いたします。

なお、組合処分単価を1平米当たり10万7,000円でございますが、1平米当たり10万円の設定とした、1例、2例をさせていただきます。

1例として文化センター建設をしなかった場合、地権者のつけ換地約3,000平米以外の5,700平米は民間売買価格となり、民間売買価格を1平米6万円と設定した場合、約2億3,000万円の損失補償、または1平米当た

り5万円と仮定した場合は約2億9,000万の損失補償が予想されます。

2例として、文化センターを建設した場合、民間売却の約2,000平米が民間売却価格となり、民間売却価格を1平米当たり6万円と仮定した場合、約8,000万円の損失補償、また1平米当たり5万円と仮定した場合、約1億円の損失補償が予想されます。今後の組合の保留地に伴い、町の損失補償は約8,000万円から約2億9,000万円が予想されます。現状の市場価格において保留地処分地に民間売却が存在している以上、町の損失補償は免れないと思いますが、いかがお思いですか。

結果として、財政的に補助金制度や地方財政法措置がされる（仮称）文化センター・図書館建設予定地としては、私は取り組むべきと思います。まず、平群町に損失補償、町の債務負担行為は発生するかしないか、その点についてお答えください。金額は結構でございます。ひとつよろしく申し上げます。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員より再質問をいただきました。

まず1点目の県の当時の指導については、議員のおっしゃいますとおりでございます。

2点目の損失補償が発生するかどうかという御質問でございますが、冒頭にも申し上げましたが、保留地やつけ換地等、今現在も若干未定の分もございますが、先般11月に全協のほうでも説明をさせていただきました。内容的には未確定要素が多く、軽々には申し上げられませんが、組合には一定、保留地売買の自助努力もしていただくということが前提で、周辺の売買実例も含めて、町として一定の判断が必要な時期に来ているというふうに思われます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

そんな簡単明瞭でええねん、僕の答弁は。損失補償は発生しますかしませんかでええねん。ほんでね、今これ僕の試算やからな、あくまでも。1平米当たり6万円と言うとるのは坪20万ぐらいになんねん。その話やで、これ。そういう計算してるで。けれども、ここで問題がある。今、つけ換地について3,000平米というふうに11月7日は御説明されてん。恐らく僕の想像ではつけ換地は3,000いかないというふうに私は認識しています。よって、逆に損失補償額は、債務負担行為はもうちょっと金額が必要になってくるんじゃない

いかなというふうに思います。この金額については参事にそうです、ああですというお答えはいただかんでもよろしいですから、あくまでも私の試算やから。けれども、一番大切なことは金額が違うねで、民間売買の土地2,000平米と、あなたは11月7日に説明されてん。民買したら35万5,000円、つけ換地とか35万5,000円でしょう、換地価格はそうでしょう。それについては20万円やったら15万の損失が出るでしょう。2,000平米というのは字のごとく600坪やろう。そんで計算できますやろう。ということは、僕はそう思うてんねんで。せやから、答えとして損失補償は町はせねばならないのか、そういうやつが発生するかせいへんかだけでええねや。間違いやったら間違いって言うてくださいよ。後でまた文化センターの件について言いますけどね、1万平米あるのに何で7,800、この件は後でまた話しします。それは別、今あなた方がやっていたているのは、区画整理事業は面整備でしょう。面整備についてのお答え、損失補償は発生しますか、どうですか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

再質問でございます。

損失補償が発生するかしないか、先ほども申し上げましたが、軽々には御答弁しにくい部分がありますが、一定の判断が必要な時期は来ますが、発生してくる可能性があるというふうには考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

そのぐらいの答弁でよろしいですけども、僕は発生するんじゃないかなというふうに予想しています。民買がある以上、絶対発生すると。要するに、換地処分価格が35万5,000円、民買でいったら20万の、きのうかな森田議員がおっしゃった。実例を言うてくれはったから、それは幾らで販売されるんかわかりませんよ。35万では絶対に民間の方は買っていただけないというふうに想像しています。まあそういうことで。後はね、今後、文化センターについては保留地処分に伴う町の負担は、私のさっき言うた、あくまでも僕の試算でありますので、それだけ御認識ください。

組合が平成31年度に予定どおり解散されることを僕は祈念をしております。今後、ひとつよろしくお願いを申し上げます。この件についてはこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、大きな3項目め、(仮称)文化センター・図書館建設についてお答え申し上げます。

まず1点目の既存施設を改修すれば幾らくらいの予算が必要かについてお答えいたします。

仮に現施設をそれぞれ単独で建てかえた場合の費用ですが、現在、設計中の(仮称)文化センター・図書館と同様の単価、平米は65万でございますが、それで試算すれば中央公民館は延べ床1,432平米で9億3,080万、人權交流センターは延べ床1,104平米で7億1,760万円、あすのす平群は延べ床214平米で1億3,910万円で、合計17億8,750万円となります。また、単独で建てかえる場合にも、別途解体費や新施設ができるまでの間、仮設の施設が必要となってまいります。

なお、財源内訳ですけれども、公共施設建設に対する国の考え方は地方の公共施設の老朽化の現状や今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されていることを踏まえ、公共施設の機能集約、複合化や転用を進めていくことが重要としているところであり、国のこうした考え方に基つき、補助制度や地方財政措置がなされるものであり、単に同じものを建てかえる場合は起債も含めて補助対象にならないのが実情で、財源としましては一般財源対応になると考えられます。

次に、2点目の財政が厳しい折、なぜ(仮称)文化センター・図書館を建設するのかについてであります。

確かに、平群町の財政は今後も厳しい見込みであることは言うまでもありません。ただ、中央公民館の現状を見れば、未耐震の上、老朽化も進み、バリアフリーにも至っておらず、その建てかえは大きな課題となっているところであります。厳しい見込みではありますが、住民サービスの拠点であり、多くの皆様の交流拠点となる施設整備の優先順位は非常に高いとの判断のもと、平成25年度住民説明会では平群駅前における図書館併設文化センター建設の検討、そして26年度からは概算事業費も示しながら、具体的に(仮称)文化センター・図書館に向けての検討ということで説明してまいりました。そういった中で、平成27年4月、公共施設の老朽化対策に係る地方財政措置が示され、地方公共団体のこれらの取り組みを後押しする形で新たな地方債措置が創設されたものであり、こういった国の制度を十分活用しながら、既存公共施設の機能集約、複合化を図りながら(仮称)文化センター・図書館建設に取り組むものでございます。

3点目の坪単価が高額な土地を選定した理由でございますが、2点目でも答弁しましたとおり、平成25年度から具体的に平群駅前での検討ということで説明をしております。用地取得に当たっては、2点目でもお答えしたとおり、有利な地方財政措置を活用したものであり、(仮称)文化センター・図書館を平群駅前に設置することは、駅周辺整備事業との相乗効果により平群駅周辺の活力とにぎわい創出が図られるものであり、平群町の中心市街地の活性化につながる拠点として、またコンセプトであります文化交流拠点として平群駅前に設置するものであります。

4点目の既存3施設のランニングコストですが、三つまとめて決算額の合計でお答えいたします。平成28年度決算では合計で5,771万3,000円、27年度決算では5,854万3,000円、26年度決算では6,855万5,000円であります。

そして、5点目、(仮称)文化センター・図書館建設に対する意思表示の件であります。

この事業につきましては、既に4回の全員協議会、27年10月、28年10月、29年2月、そして29年11月に開催し、取り組みの背景、現状と課題、整備方針・手法、基本計画、基本設計案について説明させていただいたところであります。老朽化した町内公共施設の現状を見たときに、現時点で全て満足できる施設の建設は非常に困難であることから、中央公民館や人権交流センターのように耐震改修ができていない施設から優先的に整備していくのが町の考えであります。

それ以外にも、他に整備すべき箱物、施設、例えば役場本庁舎やかしのき荘もありますが、事業効果、財政負担も考慮して、まず整備すべきと考えるのが中央公民館、人権交流センター、あすのす平群であります。あわせて終盤を迎えている駅周辺整備事業との相乗効果により、平群町の中心市街地の活性化につながる拠点づくりを目指すものであります。

なお、この事業の実現に向けまして、奈良県はもとより近畿地方整備局、さらには国土交通省、総務省への陳情という形で平群町の現状と課題を丁寧に御説明申し上げ、建設に対する決意をしっかりとお伝えさせていただいているところであります。そういうことでもありますので、平成32年春オープンに向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目については、既存の3施設を建てかえ、再築した場合は一般財源を約18億ほど負担せねばならない。あるいは補助金等、今、町長が計画されている場合は一般財源が約8億円ぐらいの負担で複合施設ができるという御答弁いただいたんですが、どちらがいい悪いは、私は明白と思いますけども、複合施設を建設することによって、例えば跡地が売買できますし、町の財源確保にも私はつながると思います。よって、既存3施設の再建は財政的に私は不可能と思いますが、再度、御答弁いただきます。

2と3はよく似た質問でございますので、いろんなまちづくりということで駅前和市街化活性化につながる拠点として、まちづくりの観点からもそこへ建設すべきやという御答弁をいただいたわけですが、これも私の試算でございます。間違うてたら間違いや言うてくださいね、担当参事。7,500平米を、例えば先ほどの例でいいますと1平米1万円で組合から買った場合、7億5,000万になります。そこで大体7億5,000万のうち67%、補助金並びに交付税対応とするならば約5億円が助かります。残り2億5,000万、それを7,500平米にしますと坪当たり単価約11万の土地を買収することになります。組合からの求める価格は坪11万で求められるというふうに私は積算しましてんけど、その点、どうですか。御答弁をお願いしたい。

それと3点目でございます。3点目につきましては、私は町長の決意をお聞きしたいということで質問をさせていただきます。町長、改めて3番目については町長の決意をお願い申し上げます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま馬本議員より、用地単価についての再質問をいただいております。

用地単価につきましては、議員お述べのとおり、この用地買収も含めまして(仮称)文化センター・図書館については補助金と起債を活用しております。交付金が40%、起債が補助裏の90%、なお90%のうち交付税算入が50%ということでありますので、交付金と交付税を計算した場合の坪単価については議員お述べのとおりでございます。

発言する者あり

○教育委員会総務課参事

すみません、答弁が漏れております。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

1点目の質問にもありましたけども、既存3施設を単独で建てかえる場合の可能性はどうかということについての御質問でございます。

1点目の答弁で申し上げましたとおり、再度申し上げますけども、国の考え方というのは、地方公共団体の公共施設は非常に老朽化しております、そういった状況を踏まえてですね、公共施設の最適配置実現のためには公共施設の集約化・複合化を進めていくことが重要としているものであって、町もですね、この考え方に基づいて策定した公共施設等総合管理計画に基づきまして、文化センター・図書館を建設するものでございまして、一般財源対応となる単独での建てかえは現実的には不可能と考えるものでございます。

以上でございます。

○議 長

町長。

○町 長

文化センター・図書館につきましての私の決意表明ということでございます。

文化センター・図書館につきましては、20年来と言ってもいいほどの町民の皆様課題であるかなというふうに思っております。私自身も、たしか平成22年の住民説明会のあたりから文化センター・図書館構想につきましては、町民の皆さんにそういった課題がありますということで、ずっとお知らせをしてきたところでございます。既に課長が答弁を申しましたように、公民館、人権交流センターにつきましては、未耐震で老朽化、そしてバリアフリーができていないという、そのことへの対応が求められていると。

また、アンケート調査におきましても、図書館・文化ホールへの住民の皆様方の強い要望があるということは、既に昨日の議会の答弁の中でも申し上げてきたところでございます。

また、建設資金につきましては、先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、社会資本総合整備交付金の40%を満額いただけての話でございしますが、交付がございまして。残り60%につきましても、そのうちの90%は公共施設の最適化事業債の起債が認められていると。そのうちの50%は交付税算入であると。非常に好条件の制度が今ある中で、これをぜひ活用していくべきであるというふうに考えておるところでございます。

この建設はですね、ちょうど駅周辺整備事業の完成時期に合致するわけでございます。文化センター・図書館建設は両事業に相乗効果が期待できるということでございます。平群駅前という平群町の中心に立地することによりまし

て、平群町の中心市街地の底上げ、活性化につながると確信するものでございます。将来は役場本庁舎につきましても、この敷地の中にとということで構想しているわけでございます。そういった最も重要な事業であると認識しているところでございます。

「水と緑と文化の町・へぐり」というふうに標榜しているわけでございますが、「水と緑の文化の町・へぐり」の基盤整備によりまして、緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえる町の実現にですね、全力で取り組んでまいりたいと考えております。財政を理由に建設に慎重な意見もございますが、先ほど議員からも御指摘がありましたように、撤退することによるデメリットは計り知れないものがあります。平群町の地盤沈下につながります。そういうことで勇気を持って困難に挑戦する姿勢は、町民の皆様にも勇気を与え、それが希望となり、大きな力となって、この困難を克服することにもつながるといふふうに決意を新たにしているところでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、(仮称)文化センター・図書館建設については力強いお言葉をいただきました。勇気を持って住民に希望を与えていくということでございますので、ひとつ平成32年の春オープン、予定ではそういうふうにおっしゃっておりますので、そこまでより一層、全力をもって御尽力いただきますことをこの場をお願いを申し上げます。この件についてはこれで結構でございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の大きな4点目でございます。生駒市との連携協定につきましてお答えを申し上げます。

生駒市との相互連携につきましては、両市町の公共施設を相互利用することにより、利便性の高い住民サービスの向上と行政の補完性を高めること、また施設の建設や維持管理といった費用における経済性など、双方に大きなメリットがあることから、議員お述べのように、平成22年6月に体育施設、プールでございますが、協定を締結し、同年の7月より実施をいたしております。また、平成26年11月には、対象施設の分野を拡大いたしまして、それぞれの施設を明記した協定書等を締結し、平成27年度から相互利用を実施してまいったところでございます。

御質問の1点目でございます。行政コストの削減額についてでございますが、

それぞれの施設につきましては、一定の利用者の多寡にかかわらず、コストが必要なものでございます。これまでのコストの削減額と収入面での効果額につきましては、各施設それぞれ所管課よりお答えを申し上げます。

次に、2点目でございますが、今後の連携というところでございます。協定書には「それぞれの住民サービスの向上を図るため、今後も相互連携の拡大について検討するものとする。」と明記されております。今後、増加する行政需要や多様化する住民サービスに対応するため、両市町の行政における補完性と経済性に注視しながら、さまざまな行政分野において相互連携を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

平成28年度までの行政コスト面などの効率化により節減額が幾らになったかということについて、住民生活課からお答えいたします。衛生施設の節減額は5,500万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会からは体育施設につきまして、特にコスト面の効果額が高い総合スポーツセンター、ウォーターパークについてお答えをさせていただきます。

ウォーターパークにつきましては、平成22年度から生駒市との相互利用を開始いたしました。その効果につきましては、平成21年度以前の生駒市民の利用者の把握はしておりませんが、平成22年度から平成29年度までの8年間で生駒市民の方の利用によります利用料金は合計で3,500万円となっております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

相互連携によります収入並びに削減が年間約6,000万円との経済効果があるというふうに、今御報告をいただきました。今後、行政需要や多様化する住民サービスなどの行政補完となり、今後もですね、より一層推進をお願い申し上げます。担当課の方、政策推進課長、よろしく申し上げます。

それと、2点目についての今の生駒市との行政連携計画を予定されておるかということで、事務者レベルでいろいろと協議をされているように聞いております。新たな相互連携計画が行政間でまとまりましたらば、速やかに議会のほうへ報告をよろしくお願い申し上げます。以上で、この件については、これで結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、5点目の公共交通空白地の地域の解消へということで御質問をいただいております。

1点目のコミバス運行事業の目的についてですが、平群町では平成23年度に平群町地域公共交通総合連携計画を策定いたしまして、公共交通の目的について公共交通空白地の解消を掲げております。利便性の向上と公共交通の利用者の増加、交通結末点における連結機能の強化、また持続可能な公共交通の実現等となっております。

2点目の新基準への収支率を何%にとということでございます。

現在の利用者状況及び効率的な運行に配慮したコミバスの運行案として、現行3ルート（3台）から2ルート（2台）への変更を行う計画をしております。また、新たな運行評価基準については、現在検討中であります。次回の公共交通特別委員会や平群町地域公共交通会議の中で議題に上げさせていただきたいと考えております。

新ダイヤや及びルートの収支率の予測値につきましては、現在30年度の予算編成中でもあり、確定はしておりませんが、第2次財政健全化計画にもあります1,000万円の削減に向け、現在バス事業者と協議を行っておりますので、もう少し時間をいただきまして予算編成に間に合うようにしてまいりますので、収支率につきましても、その時期になると思っておりますので、現在は設定はできておりません。

3点目の町長のデマンド発言に疑問視することについてですが、デマンドタクシー導入については、もう少し時間をかけて慎重な議論を重ねることが必要だと考えております。まずデマンドタクシー導入における既存の公共交通に与える影響等について、関係機関と協議検討や相互協力ができるような関係性の構築が必要と考えております。また、平成29年11月30日に開催されました第3回の平群町地域公共交通会議におきましては、平成30年4月に予定しております新ダイヤ及び新ルート（案）については承認をいただいております。

4点目の県内のデマンド導入の状況についてですが、平成29年12月1日

現在の奈良県内のデマンド方乗り合いタクシーの導入自治体は12自治体でございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、コミバスは町南部の住宅や西山間の交通不便地域を解消する目的で、先ほど言いましたように平成16年10月1日から2ルートの試験運行が始まりました。NCバスが委託をされました。14年経過をいたしました。改めて聞きますけど、当初の目的は現在も変わっておりませんか。

2点目につきまして、財政的な問題と収支率はリンクするわけですが、目標の収支率を設定していない、その答弁では質問に対し議論になりませんので、再度、御答弁をお願いいたします。

3点目、デマンドタクシーはドア・ツー・ドアで非常に便利過ぎて、平群町のまちづくりに適していないのではないのかとの回答はいただいておりますので、町長の発言なので、町長、御答弁をお願いいたします。

4点目につきましては、県内のデマンドタクシーは12自治体で設置されておるといってございしますが、これについてちょっとお聞きいたしますけども、桜井市、三郷町、天理市、田原本町、香芝市などの平野部の市町に路線バス等が走っていますが、その点、平群町にも路線バスが走っております。先ほど市町と同じ条件ですが、平群町のデマンドタクシー導入に関してはどのように思っておられますか、以上、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、1点目のコミバス運行から14年を経過して、その目的については変わっていないかということでございます。目的については変わってはおらないと考えております。

2点目の収支率についてですが、今現在はまだ設定できておりませんということで、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

最後の4点目でございます。桜井市、三郷町、天理市、田原本町、香芝市などでは平野部で路線バスが走っていて、デマンドも導入されているということでございます。今言っていた市町については、私どもも把握はしておりますけど、詳しい状況がわかりませんので、今後これにつきましては調査研究をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

はい、町長。

○町 長

デマンドタクシーの利便性につきましては、議員御発言のとおり、予約をすればドア・ツー・ドアで日常生活の移動手段として有効に使えるものでございます。そのことから他町の例にもありますように、実際は高齢者の方の利用が多いとは言えますが、高齢者でも体の丈夫な方など、誰でも利用されております。そういったこと全てを勘案して非常に便利であるという意味の発言をしたわけでございます。

また、そのことから導入によりまして他の公共交通機関であります電車、バス、タクシーへの影響が大きいのではないか、そういうふうに危惧しているということで発言をいたしております。

N Cバスやコミバスに乗っていただくということは、バス停まで歩かなければなりません。これは高齢者にとってはある意味よい運動になり、健康増進にも役立つものと考えますし、御近所の方とのコミュニケーションも期待できるところであります。

なお、バス停まで歩けない方には福祉有償運送など、他の福祉施策による移動手段を用いることで町民全体の移動手段の確保に努めてまいりたい、そういうふう考えております。

いずれにいたしましても、デマンドタクシーの導入の是非につきましては、今後も議会並びに地域公共交通会議の場で議論してまいりたいというふう考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、目的が14年間経過しております。瓜生君、聞いてね。その間に何%ぐらい達成率したかなと。達成率の目標を持っておられますか、その点をひとつ、再度お聞かせください。

それと、財政的な問題云々と言うて、今は収支率は設定してないよとおっしゃいますけどもね、今はもう12月ですよ。予算ヒアリングの時期であります。よって、答えになっておりませんと私は思いますよ。収支率の目標だけでも、おおむね何%を目標とされておられますか。再度、御答弁ください。

4点目のやつは、それで先ほど結構です。

町長と僕との認識が違うんかな、どう言うたらいいんかな。町長、ちょっと言いませ。敬老思想の高揚という思想はあなたにないんかいな。この平群町

の高齢化率は11月末現在で36.8%か、たしか山本君、たしかそないおっしゃったと思うよ、初日。敬老思想の高揚という気持ちはないんですか。というのはね、町長、あなた、この自治連合会でどのような御質問があったんですか、みなさんから。自治連合会長から、ちらっと聞いてますよ。免許証を返上しました、バス停までよう行かんねん。何人からか質問あったんちゃいます、自治会長から。この件については公共交通会議並びに議会の特別委員会かな、そこでお話ししますと。ここでしたらええねや、ここでやってんねや私が。なのには逃げることはない。逃げはしませんとおっしゃいませんやろう、あなたは。

基本的なことを言うね、デマンドタクシーというのは、バスとタクシーの真ん中なんですよ、町長。奈良県からもう12市町村になっている。市町村がふえてるねん、何で。ましてや、あなた、先ほど私が4番で言うたでしょう。路線バス云々について、平野部で路線バスが走っているところも、デマンドタクシーを入れてるやんかと。平群も立地条件は一緒やん。町長、高齢化対策しますと常にいろんなところでおっしゃっています。確かにそのとおりや。実現しましょうな、町長。いろんなところでまた話し合いしましょう、違う。これは町長、政策的なものや。あなたが考えるものや。それは議会がどうなるか、また議会は議論で、議決権を私たちはまず持っている。チェック機能ももちろん持っています。けれどもね、町長、あなたは3台のバスを2台にするんですよ。減らすねんで、バスを。ということは、支障を来すところも出てくるよ。例えば4便あったやつが3便になるかもわかれへん。福祉有償運送を使うてください、町長、今、福祉課は福祉有償の運んでいただく車両は何台あると思いますか、社協に。何台稼働してんの。ちらっと聞いたら、2台しか稼働してないと、4台あって。登録は二百二、三十人ほど登録されていると。元気な人は皆バス停へ歩いていきましょう。元気のない人はつえをついていけというのかいな。買い物して帰って、例えば某スーパーへ行って買い物をして帰って、こんな坂を上るんかいな。またおりていくんかいな。町長、お年寄りを大事にしたってくださいよ、ほんまに。

ちょっと無責任と言いたいのはね、先ほども聞いたけど、財政厳しい折、収支率を定めていない、何やそれ。経営者とした場合は収支率何%と目標立てるよ、普通。収支率はどんどん下がってるやんか、これ。せやから、コミバスやめなさいと言うてん違うよ、勘違いしたらあかんよ。コミバスはコミバスで走らせながら、デマンドタクシーをしていく時期に来てんちゃいますかと、町長。これね、町長も皆一緒と思います。やっぱり皆ね、年をいっていく人生です。今は若い子は足が元気、それでも年がいったら、やっぱり皆つえついたり、車椅子、いろいろなところで。それとね、こんな話があったんですよ、昔、要す

るに、よそへバスとかいろんなところへ出た場合は運賃補助費、3,000円かな、なんか補助金しましょうというのが前あったでしょう。あのときに行政はどない言わはったか知ってる、寝たきり老人をつくらないと言わはってんで、その当時の行政は。いろんな方のところへ出ていってもうて、コミュニケーションをしてもうて元気になってもらう、違いますか。これは介護予防というねや、今でいうたら。町長、よう聞いてや。お金でははかれないもんが出てくる。町長もそれは御理解してはるわ。それもね、この物の言い方で言うたら、地域公共交通会議か、あなたは会長でっせ、ここでおっしゃった会議録を私は抜粋してんねで、これ。私は耳を疑いましたで、これ、町長の言葉に。あなたはコミュニティバスは便利過ぎてあかんのかいな。コミュニティバスは便利をようするためにしてんちゃうの、ルート変更とか停留所変更とか、誰のためにしてんの。コミュニティバスはね、はっきり言います、乗ってはるの高齢者の方が主や。西山間は別ですよ、例えば通学の云々は別としてね。高齢者の方が乗ってはんねや。高齢者の方にもっともっと失礼やけど、外出を楽にさせてあげましょう、町長。移動するのにそないしましょう。

それと、今やっぱりお年寄りになって免許証、私も将来は返上しやなあかんやろうと思う。そのときのためにもプリペイドカードか、NCバスの5,000円か何ぼの回数券とかいろいろお渡ししている、1回切りで終わりやんか、ちゃうの、そうやろう。返納した場合は町から支援策として5,500円か何ぼか、一遍だけ違いますの、渡してあるの。あのね、町長、出とうても出られん人がいはんねん、特にひとり暮らしとか交通弱者、ほんまの交通弱者も町長、そういう政策もしましょうよ。

だから、私は1番目であえて聞いたのは、当初の目的が変わってへんかと聞いたのよ、達成率は何ぼやと。言われへんと。もうあえて聞かへん、私は聞かない。ほんなら、平成27年度に達成率、運行基準もつくられた、これもわかってんねん、全部。それも達成したのは1回だけやん。27年度だけやんか、たしか。2ルートを達成したの。正直に、そうでっしやろう。達成したのは2ルートで27年度だけでしょ。そんだけのパワーを費やしてするんやったら並行して住民が求めているもの、隣の三郷町の住民はどない言わはったって。私たちは便利ええわって、タクシー。ましてや王寺のところにも停留所があるんですよ、王寺から三郷まで行くコミュニティバスの。平群にもありますやん、コープとかいろいろなところに。町長、やっぱりな、敬老思想の高揚をしましょうよ、ほんまに。

町長、ほんまやで、真剣に考えなはれ。私、何年言うてんの、これ。私はパワーは町長には負けませんで、言うておきますけど。パワーはなかなか、そん

なんあんた、私はなかなか信念厳しいでっせ。自分自身にも厳しいですよ、私は。せやから、僕のためにしてんちゃうねん、町長、お年寄りのために速やかに調査研究すると、前向きに具体的に考えますわというぐらいの御答弁をいただけないですか、ほんまに正直な話。来年から2台になりますね、ルート。それは地域公共交通会議の話もありますやろう、事務局の話もあるやろう、特別委員会の話もあるやろう。僕は初めて言うてんやったらね、そんな町長にそこまで言いません。もう何十回言うてんの、この問題、町長どうでっか。ちょっと一歩でも前へ階段に乗っていただくような御答弁をいただけませんか。あえてくれとは言うてませんで、本心からくださいよ。ええかげんな返事、そこで終わったという返事ではあきませんで。私は残された議会議員の任期まで、できるまで私は言いまっせ。毎回ごとの定例議会ごとに。これはね、町長、はっきり言いますわ。お年寄りの方は待ってもらえへんねん。あなたは待てるねん。いや、はっきり言うたるわ。お年寄りは待ってはる人がいてはんねん、ようけ。住民は待ってられへんねや、お体が弱っていかはんねや。日常生活に支障を来してきてはる人もいてはんねや。バス停まで歩いて元気になって、これ何を言うてんねん。町長どうでっか、ほんまに待てないんですよ、住民にとっては。一遍、議会とともにでっせ、町長、これこそ両輪のごとく、行政、議会が一丸となって考えましような、テーブルに乗せて、というふうに前向きな御答弁はできませんか。できへんかったらできへん、いや、しばらく時間をくださいやったら時間をください。

○議 長

はい、町長。

○町 長

私も馬本議員に負けないで真剣に高齢者のことにつきましては、決して負けることはございません。真剣に考えています。そこでね、コミバスとデマンドタクシー、そして福祉の施策、三つあるわけですよ。それからね、高齢者の敬老思想の高揚とおっしゃいました。年寄りを大事にしましよう、全く同じ気持ちです。

ひとつ福祉の介護度の点でいいますと、例えば老人ホーム、そういう施設としましようか、そこでお年寄りの方が食事するのに非常に時間がかかると。介護する方が手を差し伸べてお口まで食事を持っていく、そのほうが早く食事が終わります。それは一見親切に見えるんですけどね、それは結果としてはその方の介護度をどんどん進めることになります。ですから、ある意味、そこで生活されている方は、介護する側の方は、老人の方が朝起きられてお布団をたたむことを手伝わない、全部その方にやってもらう、その方はやってもらったら

楽なんですけども、自分の布団をたたむのはしんどいんです。だけど、それをやってもらったほうが毎日毎日そのことを繰り返すことによって介護度が改善されると。それで100歳体操とかいろんなことが言われていますね。なぜそれをするかというのは、そのことによって介護にならない、あるいは介護度が改善されるということが証明されているからなんです。ですから、親切にしようと思えば思うほど、かえって不親切になることもあるわけです。全てじゃないですよ。そういうこともあるということでございます。

ですから、コミュニティバスに乗る方と、どうしてもコミュニティバスに乗れない、その方のために、じゃあ、その方をどう救済するんだと。敬老精神はあるんかと言われたときは、それは福祉有償運送しかないとは私は申し上げておりません。福祉有償運送もあれば、その他の福祉施策による移動手段がございます。もし、今ある福祉施策が足りなければ、そこを改善するのが先でありまして、デマンドタクシーは確かにどっちもいけるかもしれませんが、例えば健康な人がそれに乗ってしまうと、今先ほど申し上げたようなことができなくなっちゃう。

コミバスの本来の目的、今聞かれました。公共交通の空白地帯を埋めるということですね。ということはですね、当然、営業事業者が進出していないところを行政が公共交通の空白地帯として補完しているわけで、したがって収支率は当然悪くなります。悪くなっても、そこは皆さんの理解を得て、空気ばかり運んでいたらそれはだめですけどもね、その限界は非常に難しいです。どこまでが許されてどこまでが許されないかという、それを今現在、検討しておりますので、収支率のことについてはそういうことです。

それで、敬老精神の問題につきましては、そういうことがありますのでね、どうしても待ってられへん。日常生活のできん人はどうするんやということにつきましては、福祉有償運送を初めとした福祉施策で対応するべきであるというふうに私は考えておりますので、いわゆる公共交通とちょっと切り離して違う手段を現在も用意しておりますし、足らなければそれをまた補完していくというような考え方でいきたいなと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、なかなかおっしゃいますな。わし、ショック受けてるわ。収支率みたいなん関係ない、それやったら3台にしいな、ルート。何でコミバスを2台にしたんや。収支率が関係ないんやったらやで。言うてることは裏腹や。あなたは2ルートにするとするんやろう、来年から。3ルートでいかはったらよろ

しいねん、収支率関係ないんやって言うんやったら。そなんね、町長、考え方は私と一緒にやと言うてはる。あのね、一般的な日常生活をしましょう。やっぱりこれはね、お年寄りになっても介護認定を持っておられる方はそれ相応の対応が福祉施策でありますよ。介護認定を持ってはる方は千二、三百人違うの。そこへ障がい者認定1,000人ほどあって、二千二、三百人いてはるぐらい、そんなもんかな、間違うてたらごめんやで、福祉課長。

それはね、町長、こんなん言うたら悪いけど、デマンドタクシーが何でふえてきたか。今12自治体やっていることは、皆、町長、首長は間違いの話かいな。よその三郷町はやってはる、デマンドタクシーね、これ間違いかいな。例えばでっせ、天理市とか12市町村、これ、デマンドタクシーやってはるわけや。町長、皆、首長いてはるわな、その政策は香芝市、私も行ってきましたがな。香芝市はコミュニティバス、でもデマンドタクシーは100%にします。いや、それは住民からいろいろ問題が発生して、今、デマンドとコミュニティバス共用で走ってはりませ、香芝市。行ってきましたで。でね、町長、これね、考え方やねん。ちょっとごちゃごちゃになったな。最初の原点に戻ります。

コミュニティバスは、町南部の住宅地や西山間の交通不便地を解消する目的で設置された。健常者もいてはるし、いろなんいてはるわ。これ、クリアできてまっか。コミバスでできまっか、物理的に、はっきり言うてできないでしょう。言うてることわかりますか。コミュニティバスというのは停留所があってルートがあるわけや。ある程度フォローできまっか、これ。できないでしょうって、それをフォローして補完してるのがデマンドタクシーと違いまっかて。せやから、きょうは目的は何で設置されたんですかと聞いたわけ、あえて。その達成率は幾らぐらいですかとあえて聞いてんねや。それも町長は先ほどおっしゃったけど、そういうやつの基準はつくってませんと、嘘をおっしゃいなさい。あなた、平成27年度はつくってるやんか、運行基準をつくってあるやんか、最低需要基準と目標基準とかつくられたやん。あなた方がつくったんや。平成27年度だけ2ルートを初めて達成しただけやん。あと全部、最低需要基準をクリアしてませんやん、1ルートについては。今度また新しい運行基準をつくるって。空気を運んでるのをとやかく言われるのは嫌やって、その物差しが難しいって。あなたね、奈良県のそういう公共交通の基準を持ってこようと思わはったら、私は言いますよ、もうみんな知ってますよ、基準から。インターネットでとれるんやから、全部とってあんねやから。

そなんね、町長、言うて悪いけどね、三郷町は2万人やで、収支率は30%でっせ。路線バスも走ってまっせ、三郷町も。絶対に公共交通空白地域の解消はコミュニティバスではできません、絶対できません。せやからデマンドタク

シーはどうですかと、こう言うたんや。そこで言うておきます。いろんな政策を考えたらええと思う。

町長、この間、上牧町へ行きましたね。あこは無料で社協がやってはんねん。一つのシルバー対策でやりはってん。いろんな政策が考えられんねん。山田君も、前、一般質問で上牧町は無料で白ナンバーで走ってるよという、ここへ提案もしてくれた。なあ、山田君、たしか議場へ出したな。せやから、この間もそれが高齢者雇用対策でしはったということやって、この間説明を受けた。町長、私はタクシーと言うけど、ワンボックスカーもひとつ考えたらええねで。熊本の長洲町へ行ったらワンボックスカーでっせ。財政的なやつはね、町長、また行政と議会と一緒に考えましような。ちょっと前向きに、ほんまにこんなんしつこいようやけど、町長の趣旨と俺の気持ちは一緒やったらね、やり方が違うだけや。目的は山へ登るのに右から登るか、左登るか、どっちかや。真ん中登りませんか、町長、どうでっか、2人で。町長が右から登ると言うたら、私は左から登ると言うてんねん、今。ほんで真ん中へ来て、真ん中で一緒に登りませんかと、こう言うてんねん、どうでっか。

○議 長

岩崎町長。

○町 長

右から左からということでございますけども、右が何で左が何かはわかりませんけども。きょう、この話ではなかなか決着がつかいませんので、今後また議論してきたいなと思っておりますので、よろしく。

○議 長

馬本君。

○1 2 番

ここまでね、僕もちょっと押したり引いたりいろいろしましたけどな、町長。けれども、町長、目的は一緒ですさかいね。そこら辺もいろんなところを研究してね、ちょっとまたこの質問については、恐らくまた平行線よりちょっとだけ距離が縮こなったかどうかわかりませんが、町長、次の3月議会でまたしましょうか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

今、4月から新しいコミバスルートで走りますのでね、3月議会の一般質問はちょっと早いんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長、私はね、絶対空気入れたらあかんねん。真ん中があいたらあかんねん。継続は力なり、3月にさせてもらいます。まあひとつよろしく。議長、これで一般質問は終わります。ありがとうございました。

○ 議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

3時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時51分)

再 開 (午後 3時05分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号11番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○ 1 0 番

10番、窪でございます。本年最後の一般質問となりました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております4項目について質問させていただきます。

まず大きな1項目めは、台風21号による教訓と今後の防災対策について質問をいたします。

先日、発生した台風21号の影響でいまだかつてない豪雨、暴風雨により平群町においても近年類を見ない甚大な被害が発生をしました。人的被害がなかったことが何よりです。また、職員の皆様の不眠不休の対応に心から感謝申し上げます。

現在、被災現場では応急対応が進められていますが、原状回復に向けて一日も早い復旧が必要です。近年雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、災害に強いまちづくりは喫緊の課題であり、今後、南海トラフ大地震や集中豪雨に対する備えと減災が最重要となります。公明党は国民の命と生活を守ることが政治の最優先課題との認識に立ち、防災・減災ニューディールを提唱し推進してきました。単に災害が起きたときの復旧にとどまるのではなく、災害を教訓としてさまざまな大規模自然災害のリスクを踏まえた予防型の防災・減災

対策を大きく前進させていくべきであり、防災対策が急務です。そこでお尋ねをいたします。

まず1点目、台風21号、22号に係る被害状況については、本会議初日においても被害件数は72件との報告を受けましたが、再度、町全体としての被害概要をお尋ねいたします。

2点目、本町の職員配備体制を含む対応についてどのようにお考えでしょうか。

3点目、政府は激甚災害指定を閣議決定しましたが、災害復旧予算の確保についてお尋ねいたします。

4点目、民有地の被害に対する行政の支援策についてお尋ねいたします。

5点目、今回の災害の教訓と今後の防災対策や課題についてどのように認識されていますか、お尋ねいたします。

大きな2項目めは、平群町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）設置の進捗状況についてを質問いたします。

平群町の出生数は、平成27年少し増加し105人、平成28年86人、平成29年10月末現在で71人と減少傾向が加速しております。この現状を食いとめるため、本町もさまざまな施策を実施されておりますが、私も平成28年12月議会に平群町の子育て世代支援センターの早期設置について提案し、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点の早期設置を提案しましたが、全国でも整備が進んでおります。「できるだけ早い段階で設置できるよう調整してまいりたいと考えております」と御答弁をいただきましたが、何点かお尋ねいたします。

まず1点目、本年度より産前産後事業を開始し、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援を強化するために、妊産婦や新生児の家庭訪問を通じて育児不安を軽減するための積極的な子育て支援が行われておりますが、具体的な取り組みと現状についてお尋ねいたします。

2点目、子育て世代包括支援センター設置に向けた取り組みと進捗状況についてお尋ねいたします。

3点目、早期の実施時期をどのようにお考えでしょうか。

4点目、堺市に個人視察に行く中、保護者とのつながりをより深め、何でも相談できる体制にするために担当者カードを作成され、お母さんに渡されてきました。本町においても導入をしてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

大きな3項目めは、不育症治療への公費助成をについて質問をいたします。

超少子化の中、子どもを産むことを望みながら不妊や不育症のため、子どもに恵まれない方が増加をしております。治療については短期的に効果が得られ

るものではなく、長期的な治療を余儀なくされ、身体的、精神的、さらに経済的負担も大きいため、途中で治療を断念せざるを得ない場合もあります。これまで何度も議会で公費助成を提案し質問する中、本年4月から不妊治療に公費助成制度を導入していただき、利用者がおられることを大変うれしく思います。しかし、現状は不育症も増加をしております。不育症は承知のとおり、妊娠するものの2回以上の流産や死産などにより子どもを授けられない場合を言い、また早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡も含みます。また、1人目がいる場合でも、2人目や3人目が続けて死産や流産になった場合、続発性不育症として検査し治療を行う場合があります。不育症治療費も保険適用外のものが多く高額になるため、妊娠を諦めてしまうケースが少なくないそうです。患者は全国で140万人にも上ると推計され、その原因はさまざまですが、専門医療機関において必要な検査と治療を行うことにより、85%の不育症患者が出産に至るとされております。そこでお尋ねいたします。

まず1点目、不妊治療への公費助成の実績と反応についてお尋ねいたします。

2点目、平群町における不育症の実態についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、不育症の治療費も保険適用外のものが多く高額になるため、妊娠を諦めてしまうケースが少なくありません。子どもを望む御夫婦の経済的負担を少しでも軽くすることを目的に、保険適用外の治療を受けられた費用の一部を公費助成すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな4項目めは、高齢者の権利を守るため成年後見制度の利用促進をについて質問をいたします。

認知症や知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が不十分な人にかわり、親族や司法書士らが財産の管理や福祉サービスの契約手続を行うのが成年後見制度であります。特に超高齢社会を迎えた日本で認知症高齢者らの権利を守るためにあります。成年後見制度の利用が必要とされる背景には、悪質商法などによる消費者被害トラブルがあり、被害額は昨年だけで4兆8,000億円に上りました。特に狙われやすいのが認知症などで判断力の弱った高齢者で、消費生活センターへの相談の3割近くを65歳以上が占めております。成年後見制度を利用すれば、一旦結んでしまった不当な契約を後見人が取り消すことができ、また後見人が目配りをして被害を未然に防止したり、財産を管理して高額被害を防ぐ効果も期待されます。

厚生労働省の推計によると、2012年時点での認知高齢者は462万人で25年には最大730万人に達すると言われており、65歳以上の5人に1人が認知症になる試算で、成年後見制度の活用は喫緊の課題と言えます。しかし、

実際に制度を利用している人は、昨年末時点で約20万人にとどまり、現在500万人いるとされる認知症高齢者と比べると圧倒的に少ない現状であります。

利用が広がらない理由の一つに潜在的な需要はあるものの、制度の利点が十分伝わっていないことや制度の利用希望者数に対して後見人のなり手が少ないことが指摘されており、身寄りのない高齢者の増加や業務の煩雑さもあり、後見人の65%は司法書士や弁護士などが担っていますが、こうした専門職の人数には限りがあります。そのため親族や専門職に次ぐ第3の後見人である市民後見人の育成、活用も必要で、一般市民に対する研修や情報提供を着実に進め、後見人の確保につなげる必要があると言われております。また、後見人による財産の横領といった不正行為の頻発が利用を妨げていることも指摘されております。

また、後見人のほかに医療や福祉関係者を加えたチーム体制で利用者を支援する地域連携ネットワークの構築を推進しております。地域連携ネットワークを構築すればチームで日常的に利用者を見守れるようになり、きめ細やかなサポートが可能になるため、さまざまな人がかかわることで不正防止の効果も期待できます。また、課題としては制度を利用する際の手続の簡素化や月に二、三万ほどかかる利用料の補助なども検討が必要となります。

以上のことから、政府は利用を広げるため、平成28年5月に施行した成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用促進基本計画を平成29年3月に閣議決定をいたしました。それにより市町村は同基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとされております。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。平群町においても課題を整理して対応を強化することが求められます。そこでお尋ねをいたします。

まず1点目、平群町の高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯、セルフネグレクト（自己放棄）、また認知症の方は何名おられますでしょうか。

2点目、これまでの相談者数の推移や町としての取り組みについてお尋ねをいたします。

3点目、今後、本町も超高齢化が進み、認知症高齢者や単独世帯の高齢者が増加する中、ますます成年後見制度の利用が必要な方が増加しますが、利用しやすい体制を築くため、地域連携ネットワークの構築や後見人の確保などに対し、町としての取り組みをどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、窪議員さんの大きな1点目の台風21号による教訓と今後の防災対策について。

まず、1点目の台風21号、22号にかかわる被害状況についてですが、被害の内訳といたしまして、土砂崩れ、のり面崩壊、擁壁等の倒壊、落石等といたしましては、町道が9件、県道が2件、農地13件、山林で13件、農業施設6件、その他4件、宅地7件の合計54件でございます。土砂の流出といたしまして、町道が4件、県道が1件、その他4件の合計9件、地盤沈下といたしましては、町道が1件、農地が3件、農業施設が2件、民有地で2件、合計8件、その他の施設といたしまして、水路1件がございました。被害件数につきましては、合計で72件となっております。

2点目の本町の職員配置体制を含む対応についてですが、台風21号の対策といたしまして、19日木曜より対策会議を開催いたしております。情報収集やパトロールなどの事前準備を進めておりました。22日の午後0時36分には平群町に大雨洪水警報が発令され、災害警戒対策本部体制として予備動員を参集し、道路及び施設パトロール、避難所開設の準備など対応を進めておりました。その後、町内で災害発生や衆議院議員選挙総選挙の事務も重なったこともありまして、午後5時51分に1号動員と2号動員を同時に参集し、現場対応に当たるとともに、午後6時には中央公民館を自主避難所とし、その後には、かしのき荘を追加で開設いたしております。

今回の台風21号は、自然災害の少ない平群町にとっては大きな被害をもたらしました。また、衆議院選挙と重なるなど想定もしない状況での対応となりましたので、今後起こり得る南海トラフ地震や大型台風などの備えとして、災害発生時における迅速な対応や住民の避難、連絡体制、また自治会、自主防災会組織や関係機関と協力をしていくとともに、職員の活動体制や安全対策にも再度確認をしていく必要があると考えております。

3点目の災害復旧の予算の確保についてですが、国への補助申請に乗せられう被害額は約2,500万円と見込んでおり、うち8割程度の予算確保を見込んでおります。見込んでいると一応聞いております。ただし、この金額につきましては、農地と農業用施設分として見込んでおる額で、治山被害分に関しては含んでおりません。現在確認中でございます。

4点目、民有地の被害に対する行政支援策についてですが、台風21号では宅地を含む民有地の被害も発生をしております。そのような中で行政支援とし

てブルーシートと土のう袋の提供をさせていただきました。また、今後は災害発生時における民有地等への支援が迅速にできるような体制づくりや緊急物資としてブルーシートや土のう袋などの確保についても、順次進めてまいりたいと考えております。

5点目の今回の災害の教訓と今後の防災対策の課題の認識についてですが、2点目の質問で回答もさせていただきました災害対策体制に関することや想定外の事態に対しまして、対応など必要な体制や職員一人一人が防災知識を再度確認し、全庁的な取り組みとして防災対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。今回12月議会ではたくさんの皆さんがこの点について御質問され、重複するところもあると思いますが、御答弁をありがとうございます。

まず1点目の被害状況ですけれども、72件ということでお示しがありました。この復旧工事の進捗状況ですね、どのぐらいかというのを再質問をさせていただきます。

それから、2点目の職員配備体制に対する対応ですね、これ、22日、大雨洪水警報が発令されて、1号、2号動員が参集されました。災害時の職員の動員につきましても、平群町の地域防災計画や、また災害時の職員初動マニュアルに基づいて出動をされているのはよく理解をしておりますが、この22日に参集され、23日には警報が解除された時点で災害対策本部も閉鎖されたとお聞きしているんですが、そして同時に2号動員も解除されたと受けとめてよろしいでしょうか。

それからまた、今回避難所を開設されたので、竜田川沿いの住民の方が大変川が増幅していて、お孫さんが怖くなったということで、役場にもお電話されて避難所に誘導されたとお聞きしているんですが、またほかからも避難したいけれども、移動手段がなく不安に過ごされたという方々も数人お聞きをしました。再度確認ですけれども、避難所に移動手段がない場合は役場に連絡すれば、どなたでも移動の支援をされると受けとめてよろしいでしょうか、再質問いたします。

それから、激甚災害指定の災害復旧予算の確保ですが、約2,500万を見込んでいます。ただ、全てではありませんのでね、農地、農業用施設というこ

とですが、しっかりと国の激甚災害、なかなか出ないものが出るということで、補助申請をしっかりとさせていただきたいと思います。そして、また全体の被害総額についても、再度、御確認をさせていただきます。

それから、民有地の被害に対する行政の支援ですね、まず今、課長のほうから宅地を含む民有地に対してはブルーシートや土のう袋を提供したということですが、私もこれは存じ上げているんですが、一部の地域だけであったと思います。今後は全ての自治会やら、また総代の皆さんに要請があれば提供をするということを平時から伝えるべきだと思いますけれども、そのようにされるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それとですね、民有地でも行政が緊急で対応してブルーシートをかけられているところもあれば、されなかったところもあったと思います。それは危険度の違いなのか、それとも人手不足によるものなのか、この点もお尋ねをしたいと思います。

5点目の災害の教訓ですね、本当に想定外という事態、こういう災害が来るときは思ったとおりの災害の状況ということはどこもありませんので、職員の皆さんが衆議院選挙で開票やら本当に大変な状況の中ですのでね、しっかりと課題ですね、近鉄との連携の強化も含めましてあったと思うんですね。それと、私は一番大事なのがやはり全庁的な取り組みとして防災対策を努めるということで言われていますので、いろいろ細かなことでそのような教訓があったのかなと思うんですけれども、まず今までの再質問に対して御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

多岐にわたりまして再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

災害の起こったところの今の進捗状況についてですけれども、農地災害等で今2,500万という数字を言わせていただきました。これにつきましては、農林のほうで災害の査定等がありまして、順次それに向けて今進捗されているんじゃないかというふうに聞き及んでおります。

23日に災害対策本部が解散され、同時に2号動員も解散されたということでございます。一応、大雨・台風の警報が解除された段階で最終的な対策本部を開催いたしまして、もちろん状況報告等もしてもらうわけですが、状況に応じてこれで解散してもいいかという判断をしながら解散をしたということでございます。そのときに2号動員まで解散したということでございます。

竜田川沿いの方が避難誘導するのに移動手段として町の誰かが移動に行ったということで、これは恐らく役場のほうに連絡があったと思います。それで、多分住宅の方で当然車もないし、体も不自由な方であったと。であれば、当然迎えに行き、そういう移動の誘導をさせていただいたということでございます。

それと、全体的な災害の被害の金額ということなんですけども、今のところわかっておりますのは、先ほど申し上げました農林の災害の関係での2,500万というところでしか把握はしておりません。これはあくまでも国への補助申請の額でございます。先ほども言いましたように、治山被害については現在まだ確認中ということで御了承をお願いいたします。

それとブルーシートの提供でございますけども、役場に備蓄しておるブルーシートにつきましても、当然ながら数量が限定されたものであります。日ごろから自主防災組織等を結成されているところには補助金も出しながら、そういう防災用品を購入していただいているということもありますので、できればそういうところで幾分かは備蓄をしていただきまして、もし足りないときがありましたら町のほうもできる限りお渡ししていきたいとは考えております。やはり地域でまず自分たちのことを守っていただくということも大事だと考えておりますので、足りないときは連絡をいただければお渡しできるんじゃないかと考えておりますし、また平常時からそういうことをも含めまして、地域防災のほうのところにも周知をしていきたいと考えております。

民有地でブルーシートの張ったことについてですけども、やはりこういう非常事態でございましたので、危険度の高いところから当然張りに行くというのだったのかなというふうに思っておりますし、当然、人手不足というのもあったかもわかりませんが、危険度が高かったというのも全体的にはそういうふうに考えております。

以上です。

○議長

長
窪君。

○10番

きっちり出ていない状況の中での再質問をさせていただいておりますので、また進捗の状況等々、全体の把握ですね、また後日、最後、全部のしっかりとした全容が出されると思うんですけれども、全ての被害額に関する全容、ほかに初日でも少しありましたけれども、全てまとめてまた出していただきますよう、これはお願いをしておきます。

それから、職員配備の体制についてですけども、2号動員も解除された、3号動員が全職員ということですので、2号動員は120名、3号動員は三百

何名ですかね。ですから、一番多くの全職員までいきませんが、でも120名でも衆議院議員に携わってくださっている方もいらっしゃると思いますので、約100人切れていたのではないと思うんですけどもね。私がここでなぜこれをこだわるかといいましたら、やっぱり災害の発生時には、この2号動員をかけられて、職員の皆さんが大変な中、集まってこられましたけれども、それで翌日には解除をされたから2号動員も解除したということでもありますよね。ただですね、災害発生時も大変ですけども、それ以降、次から次へと被害の状況が判明して、いろんな担当の課に連絡が入って各担当課の職員の皆さんは被災現場に走り、またという感じで、ずっと応急対応に追われていて、本当に心身ともに肉体的にもぼろぼろになりながら走られていたということは、よく目に焼きついているんですね。ただ、被害住民もやはり迅速に緊急で電話したら迅速に来ていただきたい。不安ですから緊急対応を求めますのでね、いち早くその被害のところに職員が現場に駆けつけて対応するということがやはり被災された町民の皆さんの安心を生むと思うんですね。

そこで再質問であります。今後このような職員の動員等が解除されても、被害の緊急対応が一定落ちつくまで、やはり各担当課、今でいいましたら3課ですからね、各担当課だけではなく町全体で対応すべきと考えるんです。以前、昭和57年の災害がありました。私も平群町に来まして、その当時でしたから本当によく覚えているんですが、大変な被害状況でありましたが、当時この役場の状況はわかりませんが、いろんな方からお聞きしましたら、昭和57年の災害時には警報が解除された後も若手の職員さんが各課、全ての課から出動されて一定緊急対応が落ちつくまで、全庁を挙げて走られていたということを経験したことがあるんですね。そういう意味で地域防災計画、これにもありますけれども、やはり復旧というんですかね、緊急の対応は時間との戦いなのでね、やはり多くの課から日常の業務は本当に大変なのはよくわかるんですが、その三つの課だけに集中するのではなく、しっかりと全庁を挙げての対応をしていただきたいと思うんですが、これは再々質問でお答えいただきと思います。

それから、民有地の被害に対してブルーシートをかけられたところは危険度が高かったところだと。人手不足もあったと思うんですが、その57年のときは全てのところに当時の町長のリーダーシップがちょっとわかりませんが、全てに行けるところは多くの職員が出ていただいてブルーシートをかけたところと。このようなこともありますのでね、ここはかけてここはかけない、それは職員の皆さんで全ての対応はできません。そのために自主防災やいろいろあると思うんですね。それと、今回でもブルーシートを多くの枚数を提供さ

れていると思うんです。一部地域、6自治会ですか、山間の。本当に喜ばれているということも私もお聞きをしておりますのでね、まず地元で補助金を使って確保してもらおうと同時に、今、課長も足りない場合は今後提供させてもらおうということは平時から周知をしていきたいということでもありますので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点、再々質問をさせていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

災害対策本部は一応警報が解除された時点で、最終的に最後にもう一度集まって今後の対応をどうするかも含めて会議をしているわけでございます。当然その中で、各部は五つあるんですけども、その部からの状況報告もいただきながら、今後どうしていくかということも当然議論もされております。

今後、窪議員さんが言われました解散後についても、何かあればすぐにでも動員ができるような体制をしていくということにつきましては、その辺は大事なことだと私も考えております。今回の台風の後、解散もされた後にですね、ちょっと土のうの数足らないということで、各課2名程度の動員をお願いして、200個余りの土のうづくりをした状況もありますし、そういうこともございますので、今後は万が一そういう大きな災害が来まして、人員的に必要なことがあれば、動員をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。災害時の職員動員は地域防災計画にあるんですけども、町長、副町長、教育長及び対策動員で、そういう閉鎖してからですね、体制等も決定して動いていただけるということも書かれておりますので、最後にですね、やはり各課の日常業務、災害があつていろんなことで忙しいですけども、各課に出ていただいて土のうをつくられたということもよくわかるんですけども、やはり応急対応ですね、土のうづくりも応急対応ですけども、各現場に行く人数も本当に足らなかったように思うんですね。そういう観点から、最後に岩崎町長にお尋ねをしたいと思うんですが、災害が発生し、被災現場で応急対応を進め原状回復に向け、一日も早い復旧をするために、やはり職員体制が必要であると思ひますので、町長の指揮のもと必要な職員体制の継続はやはり災害発生時から、それからがもっと大変だということでしたら

ーダーシップをもって、そういう点については特に取り組んでいただきたいと思いますので、町長、一言お願いいたします。

○議 長

岩崎町長。

○町 長

被害の程度によりますけども、今回の場合、それぞれ課において対応する部分と他の課からの応援体制も含めて、今後におきましても、災害発生後の対応については全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。災害対策本部長が岩崎町長でありますので、町長の指揮のもと、今回のことを本当に教訓に生かしていただいて災害に強いまちづくりにより一層の取り組みをお願いをいたしまして、この件は以上で結構です。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、窪議員の大きな2点目の平群町版ネオボラ（子育て世代包括支援センター）設置の進捗状況についての御質問に御回答いたします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点としての整備を図り、全国展開を目指していくと位置づけられております。センターには保健師等の専門職員を配置して、妊娠から出産、育児に至るまで幅広い段階での切れ目のない子育て支援を展開できる施設になるものでございます。

まず、1点目の本年度より開始した産前産後事業の具体的な取り組みと状況についてですが、妊娠届け時に面接にて妊婦の生活状況や心理的、社会的状況を把握し、母子保健係でアセスメントを行い、個々の支援プランを作成し、妊婦届の提出を受けて、1カ月後、出産予定日の2カ月前の最低2回以上の電話相談ないし面談、家庭訪問を行っております。早い段階で妊婦にアプローチをかけることから信頼関係の構築にも役立ち、出産・産後を支える準備が整ってきたと考えております。

次に、御質問の2点目及び3点目の設置に向けた進捗及び設置時期についてですが、現在、子育て関連施設として保健福祉センター（プリズムめぐり）と子育て支援センターの2施設があり、同種の業務もあり、事業内容と役割分担の最終確認をしているところであり、年度内には確認を終えたいと考えており、

住民の方々への周知も含め、平成30年度の早い時期の設置を考えております。

次に、御質問の4点目の担当者カードの導入をについてでございますが、現在、出生届が出てすぐに全産婦に連絡をとり、主任児童委員及び地域の民生児童委員さんと新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業といたしますけれども、行っています。新生児に対する訪問等には身体測定や授乳状況、生活状況を聞きながら、予防接種、健診、育児サークル、各種教室等の案内をしております。育児不安が強い、発達の経過を見る必要がある場合等には家庭訪問を続けたり、また出産された医療機関に連絡をとり、助産師訪問につなげたりしております。家庭から訪問した担当者への問い合わせをいただく場合も多いですので、議員がお述べのように、担当者カードの作成を行い、安心して相談してもらえ環境の整備に努めたいと考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。産前産後事業は本年4月から導入して職員の皆さんにお世話になっておりますが、妊娠・出産は本当に本人も、また周りも喜びはいっぱいですが、同時に不安もいっぱいあると思うんですね。また、今本当に産後鬱とかで苦しまれておられる方も多いという時代になっております。大変大事な取り組みですので、今後もより保健師さん等との信頼関係を深く築いていただけることをお願いしておきたいと思っております。

それから、子育て世代包括支援センターの設置についてですが、30年度の早い時期の設置を考えていると、大変前向きな御答弁いただき、ありがとうございます。県下の設置状況を再度お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、担当者カードであります。私もこの質問を昨年させていただき前に堺市に行かせていただきましたが、担当者カードというのはこういうカードになります。名刺みたいなものですが、堺市で大きいので、ここに施設がだあっと書いています。ここの空白のところに保健師さんのお名前を書くようになっております。そして、裏に磁石がついておりますので、冷蔵庫とかに張れると。こういうたったこの1枚の紙なんです。これが本当に自分の不安や命をつなぐ、こんにちは赤ちゃん訪問で来ていただいた保健師さんのお名前はそんなずっと覚えておりません。でも、丁寧な対応をしていただいて、何か困ったときに誰にも言えない、本当にいろんな厳しい問題があったときにここのお名前が書かれているところに電話ができるという、これは1枚の紙であります。本当に大事なカードですので、早期作成を担当課の皆さん、よろ

しく願いをしておきたいと思います。

まず、県下の設置状況を再度お尋ねしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えさせていただきます。

県から出ているデータですけれども、平成29年4月1日現在、19の市町村が設置をしております。それで、郡内では斑鳩町がことしの10月から実施ということになっております。近隣では三郷町と安堵町もですね、来年度設置に向けて検討中ということで情報を得ております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。県下の中で半分近くが設置をされて、近隣でも取り組みが進んでおるということで、どうかこの1年近く進めてきていただきましたので、本当に30年度の早い時期の設置をお願いしておきたいと思います。そして、最後に妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する、このワンストップ拠点としての平群町の子育て世代包括支援センターの早期設置をお願いいたしまして、この件は以上で結構です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、窪議員の大きな3点目の不育症治療への公費助成についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本年度から開始した不妊治療への公費助成の実績と反応についてですが、現在の実績として4件の申請があり、2の方が妊娠され、早い方で来年2月、もう1人は6月の出産予定となっております。また、現在1名の方が申請に向けて準備を進めているという状況でございます。

次に、反応についてですが、事業実施に向け、PRチラシの全戸配布、町ホームページへの掲載、町広報誌への掲載及び乳幼児健診時、育児サークルの際にポスターの掲示等も行っております。また、奈良県内で特定不妊治療を実施している医療機関にも助成制度についてのチラシの設置をお願いしており、正確な数字はつかんでおりませんが、複数の問い合わせを受けており、関心の高さを感じております。

次に、2点目の平群町における不育症の実態についてですが、不育症とは議員お述べのようにですね、妊娠はするが流産、死産、新生児死亡など2回以上繰り返すことを言います。統計的には自然流産は全妊婦の約15%に発生すると言われており、そのほとんどは卵子の老化等と、その卵子に偶発的に発生した染色体異常による流産で、約80%このタイプの流産と年齢とともに増加し、治療により防ぐことのできない流産です。一方、受精卵には異常がなく、流産を繰り返す場合には卵子の老化以外の原因があると考えられています。

平群町での実態についてですが、平成29年4月から10月までの妊娠届59件中7件の流産や死産を確認、把握しており、また新生児死亡1件というふうになっております。

次に、3点目の子どもを望む御夫婦の経済的負担を軽減するため、費用の一部公費助成についてですが、1点目の回答の中でも一部述べましたが、不妊治療助成とともに不育症治療への問い合わせも同時に寄せられており、不育症治療への関心の高さを感じております。平群町といたしましては、不育症治療助成については予算の確保の問題等がありますが、前向きには検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。不妊治療、これは女性も男性もですね、今はこういう治療がありますけれども、本当に不妊治療を受けるということは精神的にも肉体的にも経済的にも本当に大きな、つらい重いものであり、たくさんの問い合わせがあって、平群町でもこれを申請していただいているということは本当によかったかなと思います。また、それだけではないかもわかりませんが、不妊治療もされる中、妊娠に結びついたという結果が出ているということは本当にうれしい限りだなと思っております。

また、不育症ですね、なかなか聞きなれない言葉ですが、こういう平群町の実態でも59件中8件がこういう形、不育症の実態であるということ把握されており、割合の高さに私もびっくりしております。そういうことから、公費助成を前向きに検討したいと、本当に前向きな御答弁をいただき、うれしく思っております。

再質問ですが、不妊治療と不育症治療に対する県下の現状について再質問させていただきます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

お答えさせていただきます。

県下の不妊症治療の助成は、29年度には13市町村です。それで、不育症の治療については4市町村、近隣では斑鳩町、生駒市が実施されております。以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。平群町の合計特殊出生率は県下で一番低い。いろんな論議もありますけれども、そういう実態でありますので、公費助成がこの不育症で本当に苦しんでいる方の一助となればと思います。必要な検査と治療を行うことによって、多くの不育症患者が出産に至るとされておりますので、新年度からの不育症治療への公費助成も導入されることを確信をいたしまして、この件については以上で結構でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、大きな4項目め、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用促進をについてお答えをいたします。

1点目、現在の65歳以上のひとり暮らし高齢者の人数は804人、高齢者のみの世帯数は1,465世帯、主治医意見書による日常生活自立度Ⅱa以上、いわゆる認知症状のある方は603人となっております。セルフネグレクトの把握は難しく、把握しておりません。

2点目、平成22年度より記録に残っている町長申し立ての件数につきましては、22年度は2件、23年度は1件、25年度は1件、26年度は1件の合計5件となっております。また、成年後見制度に関する相談者数につきましては、年間一、二件程度となっております。直近での町の取り組みといたしましては、平成29年3月に包括支援センターで成年後見制度講演会を開催しております。また、住民生活課窓口で成年後見制度のパンフレットを設置しているところでございます。

3点目、今後の取り組みにつきましては、平成30年4月より西和7町合同による法人後見事業の立ち上げを進めてきたところであり、先般、法人の認可が出たと聞いております。この法人後見事業の実施により相談体制の充実や成年後見制度申し立て支援を行ってまいります。今まで以上に利用しやすいきめ細

やかなサポートができますので、周知についても図ってまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。ひとり暮らしの高齢者の方は804人、高齢者世帯は1,465人、認知症のある方は603人、セルフネグレクトは難しく把握していないということではありますが、しっかりと目をもう少し見開いていただき、なかったらそれでいいんですけれども、見落としのないようにだけお願いをしておきたいと思います。相談者数の推移、件数ですね、多い少ない、それが多かったらいいのか、少なかったらだめなのかということではありませんけれども、こういう方々が本当に詐欺とかで被害を受けられる方が多いので、しっかりとそういう相談の体制ですね、先ほど課長が言われましたが、利用しやすい体制をつくっていただきたいと思います。

それからですね、来年の4月より西和7町合同で法人の後見事業が立ち上げられるということで、法人の認可がおりたということでもあります。専門的な方々によるものでないと、なかなか平群町でも日常業務に職員の皆さんは追われておりますので、こういう取り組みは大事だと思うんですが、どこの場所でされるのか。それから、4月からということであると思うんですが、周知はいつごろからどのような方法でされるのかと、それから御答弁で全体を包括して述べられたと思うんですが、法人後見事業に全部まとめられたと思うんですが、私は後見人のほかにも医療や福祉関係を加えたチーム体制で利用を支援する地域連携ネットワークの構築、これは国がすごく提案をしておりますが、この点について平群町としてはどのようにお考えか、3点、再質問をさせていただきます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、場所でございます。場所につきましては4月からですね、仮の場所ということになっております。ななつぼし、ちいろば会のところを借りて、そこですというふうに聞いております。

それから、周知につきましてはですね、4月からするんですけども、7町でやっていきますので、ちょっとまだ7町でその辺は詰め切れてないんです。当然周知もやっていくんですけども、4月からするといえども、きちっとした体制に本当になっているのかどうかという、その辺もきちっと確認した上で周知

はしていきたいと考えております。

それから、ネットワークの件です。地域連携ネットワークにつきましては、医療や福祉の関係者を加えたチーム体制ということで、国のほうでも示しております。平群町としてもですね、こういうのがいいのは当然そのとおりなんですけども、ちょっと検討しながらですね、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今聞きましたら、4月から仮にちいろば会ですか、ななつぼしの。三郷ということでもいいのかなと思うんですが、仮にということは、またきっちりとしたところでそういう体制をとられるというふうに受けとめていいのかどうか、確認をさせていただきます。

それから、地域連携ネットワークは質問してすぐやりますなんていうことは言えないのはわかるんですけども、本当にことしに入っで見守りのネットワークとか徘徊のとか、平群町はたくさんの認知症対策につきましては、初期の分とか本当に県下でもすばらしい体制は物すごくとっていただけていることは私も評価をしているんですけども、そういうことも含めて検討しながら、これ、法人後見人事業をしたところで、後見人の相談をということで相談して申請を出すと、そういう相談のところですのでね、やはりちゃんとした対応を地域でしていかないといけないと思いますので、これは町としてももう少し深く検討をお願いしたいと思います。1点、その点を確認させてもらいたいです。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、仮にという話をしました。場所がですね、建物で当然7町でするわけですから、障がいのほうでしたらななつぼしとしてきちっと事務所があるんですけども、その事務所をどこに置くかというのが、とりあえず三郷のちいろば会を借りてそこですると。いずれはまた独立してですね、きちっとしたところで運営していくということでございます。

○議長

窪君。

○10番

もう1点、補助金を大分出されると思うんですが、それは予算編成のところで、きちっとした状況は今では言えなければいいんですけども、補助金

というか委託料になるんですかね、大体年間どのぐらい平群町が出されるのか、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

平群町としては、おおむね100万程度ということでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今後ますます本当に町内での認知症の方や、また単独世帯の高齢者の皆さんが見込まれますので、この成年後見制度の利用促進の強化をしっかりとお願いをいたしまして、本当に優しい丁寧な対応をお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時03分)